

平成31年

第1回定例輪之内町議会会議録

平成31年3月4日 開会

平成31年3月15日 閉会

輪之内町議会

第 1 回定例輪之内町議会会議録目次

3月4日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
欠員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	3
町長提案説明、施政方針	3
議第1号(提案説明・質疑・討論・採決)	14
議第2号(提案説明・質疑・委員会付託)	17
議第3号(提案説明・質疑・委員会付託)	24
議第4号及び議第5号(提案説明・質疑・委員会付託)	27
議第6号(提案説明・質疑・委員会付託)	30
議第7号(提案説明・質疑・委員会付託)	32
議第8号から議第10号まで(提案説明・質疑・委員会付託)	41
議第11号及び議第12号(提案説明・質疑・委員会付託)	47
議第13号(提案説明・質疑・討論・採決)	52
議第14号(提案説明・質疑・討論・採決)	54
議第15号(提案説明・質疑・討論・採決)	56
議第16号(提案説明・質疑・討論・採決)	57
議第17号(提案説明・質疑・討論・採決)	58
散会	62

3月15日

議事日程	63
本日の会議に付した事件	63
出席議員	63

欠席議員	6 3
欠員	6 3
説明のため出席した者	6 4
職務のため出席した事務局職員	6 4
開議	6 5
諸般の報告	6 5
一般質問	6 6
1 番 上野賢二議員	6 6
2 番 古田東一議員	6 9
9 番 森島正司議員	7 7
議第 2 号から議第12号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）	8 6
選第 1 号	1 0 6
閉会	1 0 9
会議録署名議員	1 1 0

平成31年3月4日開会 第1回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成31年3月4日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案上程
- 日程第5 町長提案説明、施政方針
- 日程第6 議第1号 輪之内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 議第2号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議第3号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第4号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第5号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第6号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議第7号 平成31年度輪之内町一般会計予算
- 日程第13 議第8号 平成31年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第14 議第9号 平成31年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議第10号 平成31年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第16 議第11号 平成31年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議第12号 平成31年度輪之内町水道事業会計予算
- 日程第18 議第13号 輪之内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第14号 輪之内町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議第15号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第16号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第17号 町道路線の認定について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 から日程第22までの各事件

○出席議員（7名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
4番	高橋愛子	5番	小寺強
6番	田中政治	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○欠員（2名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 経営戦略課長	荒川浩	調整監 (産業・建設)兼 産業課長	中島智
会計管理者兼 総務課長兼 危機管理課長	田中久晴	建設課長	近藤豊和
教育課長	中島良重	住民課長	野村みどり
税務課長兼 会計室長	伊藤早苗	土地改良課長	田内満昭
福祉課長	菱田靖雄		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開会)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員数は7名です。

全員出席でありますので、平成31年第1回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定によって、議長において、1番 上野賢二君、4番 高橋愛子君を指名します。

○議長（田中政治君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月15日までの12日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から3月15日までの12日間と決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から平成30年度11月分、12月分及び1月分に関する出納検査結果報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第5、町長提案説明、施政方針。

本日の上程議案について、町長から議案説明並びに施政方針を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

日ごとに暖かくなり、梅の花も鮮やかな色に咲き誇り、春の本格的到来を感じる季節となりました。議員各位には、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

さて、本日、ここに平成31年第1回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、御多用の中、御出席を賜り、御苦労さまでございます。

それでは、本年最初の議会開会に当たり、新年度を迎えるに当たって、私の平成最後の施政方針の一端を述べさせていただきます。

本年の4月30日、天皇陛下が御退位され、皇太子様が翌5月1日に御即位をされることとなっております。我々も国民の一人としてことほぐとともに、課題山積の国・県・町が再度輝きを取り戻す象徴的行事としてまいりたいと考えております。

さて、現在、国では通常国会が開かれております。私たちとしては、建設的な熱い議論が繰り広げられ、早期の2019年度予算成立を期待しているところであります。

御承知のとおり、厚生労働省の毎月勤労統計の不正問題が大きく取り上げられ、日本の統計の信頼性が損なわれる事態となっております。

驚くべきは、この不正調査が2004年から2018年まで15年間も続いてきたことでもあります。

私がこの問題で最も憂慮すべきは、組織の自浄能力が的確に働いていたのかどうか、そういうことだと考えております。いま一度、対岸の火事とするのではなく、組織のあり方、そして自浄能力がきちっと機能する組織構築を認識する必要があると考えております。

また、海外に目を向けますと、米中貿易摩擦について、当面は関税の引き上げの対象品目を減らすなどで手打ちをするのではと、そんな報道もなされておりますが、米中の対立は、ITの覇権争いや知的所有権の侵害など、非常に根が深く、そんなに短期間で解決する問題ではないのかなと、そんな感じをしております。

この2大国間の対立、これは日本経済にも大きな影響を及ぼすことは容易に予測されることから、今後も注視をしていく必要があると考えております。

次に、岐阜県では、家畜伝染病、豚コレラ対策が喫緊になっているのは周知のとおりであります。

最近では、県内で10カ所目となる感染が確認されるなど、事態は深刻化しており、終息が全く見通せない状況になっております。

この事態に対し古田知事は、やれることは全てやると、そんな基本姿勢で全力を尽くすとの所見がございました。

当町では該当施設は存在いたしません、こうした予想だにしない動物などの伝染病に対しても、今回の県の対応から教訓を得ることで対応策を講じていかなければならないと考えております。

それでは、順次、当町における平成31年度に向けての施政方針を申し述べさせていただきます。

まず、町政全般についてでございます。

政府は、この6年間、3本の矢を放ち、経済は10%以上の成長、国・地方合わせた税収は28兆円増加し、2019年度予算における国の税収は、過去最高の62兆円を超えたとしております。

そして、この成長の果実を新3本の矢によって、子育て支援を初め、現役世代へと振り向けてまいりました。

その主要政策として、消費税の増税分を活用し、10月から3歳から5歳までの全ての子供たちの幼児教育を無償化することが上げられます。

少子・高齢社会は現実となり、国力の源泉となる子供たちをどう育てていくかは喫緊の政策課題であり、時宜を得たものと受けとめております。

さて、当町におきましては、税収については、一般会計当初予算ベースでの比較でありますけれども、平成19年度に私がこの輪之内町にお世話になって以来、過去最高の15億8,264万6,000円を計上させていただきました。

この主な要因は、固定資産税の堅調な伸びと、個人町民税、法人町民税の微増が数字的には上げられるところであります。

固定資産税の伸びについては、町内の誘致した企業の積極的な設備投資等が、また個人町民税、法人町民税の伸びにおける主たる要因は、日本経済における企業部門の改善がようやく家計部門に広がり、好循環が進展し始めたことによるものと認識をしております。

また、これは理論値でありますけれども、財政力指数というのがございます。この指数は、ここ3年間、堅調な伸びをしており、29年度決算では0.60を示しております。

しかしながら、この自主財源である税収は、歳入全体の35.3%にすぎず、残りの自主財源を合わせても53.1%でございます。これは言い換えれば、残りの46.9%は、地方交付税を初めとする国からの各種交付金、国庫・県支出金及び町債等、外部資金に頼らざるを得ない依存型の歳入構造となっております。

御案内のように、国の財政については、今なお国債発行に頼らざるを得ない状況で、決して予断を許す状況ではございません。我が町として、この依存型構造からの早期脱却を目指さなければならないことは論をまたないところであります。

今後は、国の政策等に左右されない町独自で使える、いわゆる真水の財源確保に向けて知恵を絞り、汗をかいて、その税源確保に努めてまいります。

こうした財源をどう再配分し、施策に生かすか、いわゆる経営の戦略性が問われるところでもあります。

まず、社会保障・福祉関係でございます。

国では、成長と分配の好循環を創出させるとして、子育て支援を初め、現役世代へと振り向けてまいりました。

その一環として、児童扶養手当の増額、給付型奨学金の創設、そして冒頭で述べましたとおり、10月からの幼児教育無償化等の政策を展開することとされております。

当町における子育て支援を初めとする現役世代への負担軽減策として、国が展開する施策はもちろんのこと、町独自には、25年度から実施している高校生世代までの医療費無料化を初め、小・中学校英検受験料助成事業、そして31年度からは高校生の通学用バス定期券購入支援事業の創設など、子育て真っ最中の現役世代への支援を充実させてまいります。

次に、高齢者への対応であります。

国では、高齢化が急速に進む中で、現役世代が家族の介護に大きな不安を抱いている現状を憂慮し、介護のために仕事をやめなければならない、やりがいを諦めなければならないような、そんな社会であってはいけないとの考えのもと、介護離職ゼロを目指すとしております。

また、65歳以上の皆さんにも負担をいただいている介護保険料について、年金収入が少ない方々を対象に、10月から負担額を3分の2に軽減される予定であります。

当町でも高齢者対策として、高齢者御自身はもとより、支える現役世代の負担を軽減するため、国の施策を展開するのはもちろんのこと、国では網羅されていないすき間の福祉施策を充実させるべく、町社会福祉協議会や安八郡広域連合などの関係機関と連携を図りながら進めてまいりましたし、これかもその考え方は変わりません。

そして、予防的観点からも地域包括支援センターでのフレイル予防事業の充実や、平成28年度から始めているオレンジカフェ、カフェ「ふくろう」など住民の方々が中心となって展開している、こうした地域ぐるみの活動を大切にしながら進めてまいります。

次に、住民の安全・安心な暮らしに資する防災関係であります。

昨年は集中豪雨、地震、台風、異常な猛暑と、異次元の災害が相次ぎました。命にかかわる事態を想定外と片づけるわけにはいきません。もはや、これまでの経験や備えだけでは通用しません。

国では、7兆円を投じ、異次元の対策を講じることとしております。全国で2,000を超える河川、1,000カ所のため池の改修整備、1,000キロに及ぶブロック塀の安全対策を行い、命を守る防災・減災に取り組むこと、また4,000キロを超える水道管の耐震化や、8,000カ所のガソリンスタンドへの自家発電の設置を進め、災害時にも維持できる強靱なライフラインを整備することとしております。

一方、当町では、200名余りの防災士との連携を図りながら、地域密着型の防災訓練等の反復実施、従来から進めております総合防災訓練の実施、さらに昨年度より実施しております、輪之内中学校及び保護者の御理解を得ながらの中学生防災士養成講座を継続して実施してまいります。

また、31年度には、避難所となる小・中学校屋内運動場への特設公衆電話の設置や、避難所に指定している町内施設に災害時のネットワーク通信手段として有効とされておりますWi-Fiの設置を実施してまいります。

次に、教育関連でございます。

国では、人生100年時代やSociety（ソサエティ）5.0の到来を見据えながら、日本を誰にでもチャンスがあふれる国へと変えていくため、教育再生、科学技術イノベーション、スポーツ・文化の振興により、「人づくり革命」を断行し、「生産性革命」の実現を目指すとしております。

具体的には、教育政策推進のための基盤の整備として、学校施設整備や教育研究環境の整備、また夢と志を持ち可能性に挑戦するために必要となる力の育成として、英語教育やプログラミング教育、道徳教育など、新しい時代に求められる資質・能力を育成するための支援、また2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けての競技力向上事業や施設の拡充整備等を重点的に推進することとしています。

一方、当町でも、国が推進しようとしている英語教育、道徳教育については、既に前倒しで進めておりますし、プログラミング教育については、現在、そのカリキュラム等の準備を進めております。

また、平成31年度には、福東小学校大規模改修事業、太陽光発電設備事業を施工する予定であります。これにより、町内3小学校の大規模改修が完了することとなります。学校環境の改善と施設の長寿命化を図れるものと考えております。

次に、社会資本基盤整備関連でございます。

御案内のように、全国的なトレンドとして、生産年齢人口の減少に伴う地方税収入の減少や、高齢化による社会保障関係経費の増嵩などが財政状況を逼迫させること、そんな状況が懸念されるわけではありますが、このような状況の中で、現在保有する全ての公共施設や道水路等の社会基盤資本を未来永劫保有し続けることは、非常に困難が予想されます。

もし、そのための財源を確保するための手段として地方債を発行し続けるとなれば、将来の世代に大きな負担をかける懸念があり、公共施設等に充当できる財源の限界というものが解決すべき喫緊の課題として上げられてきております。

そうしたことから、国では社会基盤施設の長寿命化事業を展開し、既存の施設等の点検を行い、良好な状態で使用し、未来の世代に過度な負担がかからないような施策が実施されようとしております。

当町でも、財政状況を見据えながら、順次、長寿命化施策を進めているところであります。

そのような状況下ではありますが、当町の中・長期的、かつ広域的なまちづくりビジョンを描こうとするとき、道路インフラ整備については、まだまだ十分な環境とは言えない、そんなふう考えております。

かねてから申し上げているとおり、（仮称）新養老大橋架橋推進事業を初め道路等整備については、当町の将来において必要不可欠と考えておりますので、引き続き関係機関と協力のもと、実現に向けて着実に進めてまいります。

また、現在進めております楡俣北部地区の県営ほ場整備事業についても着実な事業推進をすることにより、良好な農業経営ができる環境を整えるとともに、あわせて創設非農用地の設定による企業誘致事業を推進することにより、雇用の創出、税収の確保、ひいては地域振興の実現を目指してまいります。

次に、地方創生についてであります。

御案内のように、急速に進む少子・高齢化や人口減少に警鐘を鳴らす意味で、国は平成27年度に各自治体に「人口ビジョン」並びに「地方版総合戦略」の策定を要請しました。これを受けて、全国約1,700の自治体はその計画を策定し、現在までその事業を推進してきたところであります。

国では、観光資源など、それぞれの特色を生かし、地方がみずからのアイデアで、みずからの未来を切り開くことを地方創生のコンセプトとしておるところであります。

10年前、東京から地方への移住相談は、その半分近くが60歳代以上でした。しかし、最近では、もうその相談件数自体が10倍以上に増加をしておりますし、その相談の9割が50歳代以下の現役世代で占められる。特に30歳未満の若者の相談件数は、50倍以上になってきていると、そんなデータもあるようであります。このことから、若者たちの意識が変わってきた今こそ大きなチャンスだとも言えます。

こうした背景のもと、当町では、今までに人口増を狙い、若者を呼び込むべく、三世代同居・近居の助成事業、就職・転職フェア開催事業等を展開してまいりました。

その他、先ほどの社会資本基盤整備でも申し述べましたが、雇用の創出、税収の確保、ひいては地域振興に資するべく企業誘致事業、そして創業・第二創業支援事業等、引き続き事業の不断の見直しをしながら進めてまいります。

また、平成31年度には、人口増施策に資する調査として、町内企業在勤者を対象に定住に関するアンケート調査を実施し、今後の定住促進施策展開のためにデータ収集をしてまいりたいと考えております。

以上、6つの分野での今後の施政方針を述べてまいりました。

最後に、大きな自然災害が相次いだ平成の時代でありましたが、反面、日本人の底力と人々のきずながどれほどまでにパワーを持つか、そのことを示した時代でもありまし

た。

この平成の時代が戦争のないまま終わろうとしております。気がかりである急速な少子・高齢化の進展、地域エゴが支配する激動する国際情勢の今後の展開を注視していくことも忘れてはならないと思っております。

私たちの子や孫の世代に誇れる輪之内町を引き継いでいくため、議員の皆様はもちろんのこと、住民の皆様とともに力を合わせなければなりません。今こそ人類の未来のために、「私たちのふるさと輪之内」のために立ち上がるべきであります。

平成の、そしてその先の時代に向かって、輪之内町のあすを切り開いていく所存でございます。皆様方の深い御理解と御厚情を賜りますようお願いを申し上げて、施政方針とさせていただきます。

それでは、本日提出させていただいております議案について御説明をいたします。

提出議案の内訳は、人事案件1件、平成30年度補正予算5件、平成31年度予算6件、条例改正4件、その他1件の合計17件であります。

まず、平成31年度一般会計及び特別会計の当初予算について御説明し、その後、順次議事日程に沿う形で議案の御説明をいたします。

予算上の各施策の概要については、後ほど参事のほうから詳細説明をさせますので、私のほうからはそのコンセプトを中心に説明をさせていただきます。

それでは、議第7号 平成31年度輪之内町一般会計予算について御説明をいたします。

御案内のように、平成31年度は地方統一選挙の年であり、当町でも来る5月14日告示、19日投開票の日程で輪之内町長選挙並びに輪之内町議会議員選挙が執行される予定であります。したがって、31年度一般会計当初予算については、経常経費を中心とした骨格予算編成としております。

それでは、まず当町の財政状況についてですが、先ほどの施政方針でも述べましたとおり、町税については順調に伸びてきてはいるものの、依然、国・県へ依存率が高い当町にとっては、新たな自主財源を確保し、国・県の施策に左右されない財政構造へシフトしていかなければなりません。

一方、歳出では、少子・高齢化が進み、社会保障関連経費が年々増高傾向にあります。また、道路や橋梁などのインフラ資産の整備・維持管理費に加え、各こども園やプラネットプラザ等の施設の老朽化が進む中で長寿命化対策として、大規模な改修や設備更新に対応できる財源を確保することが喫緊の課題となっており、町財政は、現在のところ健全性を保っているものの、将来は楽観視できない状況となっております。

現下の厳しい財政状況が常態化する可能性が高いことを全職員が認識した上で、危機感を持ちながら持続可能な財政運営を目指してまいります。

さて、31年度の一般会計の予算規模は3億4,300万円、8.3%増の44億8,600万円を計上しております。

大きく伸びた主たる要因を3点ほど上げますと、まず1点目は、かねてから31年度の施工を計画しておりました、福東小学校大規模改修工事及び同校太陽光発電設備設置工事でございます。福東小学校の大規模改修工事においては3億7,733万2,000円、太陽光発電設備設置工事が2,770万4,000円、いずれも皆増であり、計4億503万6,000円を計上しているところであります。

2点目は、農林水産業費においては多面的機能支払交付金が2,061万2,000円増の8,939万3,000円となったことで、内容としては、ほ場整備をした南部地域も交付金の交付対象にし、南北地域一本化したことによるものであります。同じく農林水産業費において、経営体育成基盤整備事業楡俣北部地区負担金が1,125万円増の2,250万円となったことによるものであります。31年度は2年目に入り、県の総事業費が対前年比5,000万円増の1億円となったことにより、負担割合である22.5%相当分を支払うこととしております。

3点目は、冒頭にも説明いたしましたが、平成31年度は選挙の年であります。したがって、町長・町議会議員選挙費に714万3,000円の皆増、岐阜県議会議員選挙費に207万7,000円増の386万9,000円、参議院議員通常選挙費に1,228万8,000円の皆増、それらをそれぞれ計上いたしまして、対前年2,213万8,000円の増となっております。

以上が歳出ベースでの対前年比3億4,300万円増となった主な要因でございます。

次に、31年度予算における新規主要事業を順次御説明いたします。

説明については第五次総合計画に掲げる分類上で説明をさせていただきます。

まず、環境部門の「環境にもっとやさしいまちづくり」では、福東小学校太陽光発電設置事業で2,874万9,000円を計上しております。

この事業は、再生可能エネルギー利用の一環として福東小学校に太陽光発電設備を設置しようとするもので、平時は、発電した電力により小学校光熱費の一部を賄うことで光熱水費の削減を図ってまいります。また、災害時は避難所となりますので、最低限の電力が確保できるよう、あわせて蓄電池も設置してまいります。

続いて、防災等生活安全部門である「安全・安心なまちづくり」では、まず避難所Wi-Fi環境整備事業で1,884万5,000円を計上しております。

この事業は、避難所に指定している施設14施設及び役場の本庁舎にWi-Fiを設置し、災害等の非常時にインターネット等を使用できるように環境整備をしようとするものであります。

次に、特設公衆電話設備整備事業で350万8,000円を計上しております。

この事業は、災害発生によって避難所へ避難した場合、それから通信設備が影響を受けて通話ができなくなった場合に備えて指定避難所に特設公衆電話設備を整備しようとするものであります。

次に、ブロック塀撤去助成金交付事業で200万円を計上しております。

この事業は、地震等災害によるブロック塀の倒壊事故等の被害を防止するため、撤去費用の一部を助成し、安全なまちづくりの一環としようとするものであります。なお、助成金限度額は1件当たり20万円で、10件を見込んでおります。

続いて、産業・観光部門である「みんなが元気で働けるまちづくり」では、丸毛兼利PR事業で688万2,000円を計上しております。

この事業は、輪之内町の福東城を居城とした武将「丸毛兼利」の認知度を高め、ひいては誘客等交流人口増につなげるため、アニメーションの制作や、「第2回丸毛サミット」を開催しようとするものであります。

次に、福祉部門である「もっとぬくもりのあるささえあいのまちづくり」では、高校生バス定期券購入支援事業で394万4,000円を計上しております。

この事業は、高校生を対象に購入したバスの定期券の3分の1を助成しようとするもので、高校生の子供を持つ世帯の経済的負担を軽減するとともに、町内路線バスの利用者の増加を目指そうとするものでございます。約80人分を見込んでおります。

次に、3歳児健診における屈折検査機器の導入事業で115万3,000円を計上しております。

この事業は、子供の視力機能は6歳までにほぼ完成される、そんなことから強い屈折異常や斜視を早期に発見し、治療につなげるため、屈折検査機器を導入し、3歳児健診で活用していこうとするものであります。

次に、教育部門である「生涯いきいきと学習のできるまちづくり」では、冒頭に触れました福東小学校大規模改修事業で3億7,733万2,000円を計上しております。

築約35年を経過して老朽化が進んでいる校舎、施設を全面改修し、教育の環境整備を図ろうとするものでございます。

次に、行財政部門である「豊かで安定した経営ができるまちづくり」では、定住化促進調査事業で134万8,000円を計上しております。

この事業は、町内在勤者に将来町内に居住してもらうため、町内企業で勤務される方を対象に意向調査を実施し、住まいに対する考え方を調査することで定住化促進施策を構築する際のデータとするものでございます。

以上で一般会計予算の説明を終わります。

次に、議第8号 平成31年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算を御説明いたします。

国保の運営は、平成30年度に制度改正があり、岐阜県が財政運営の主体を担い、市町村とともに国保の運営主体、いわゆる保険者となっていることは御案内のとおりであります。

制度改正から2年目を迎えることとなりますが、やはり各市町村において過去からの保険税、料のところもございしますが、保険税、保険料の徴収方法の違いや、他会計から

の繰り入れに対する考え方などの違いから、それらをすぐに画一的な基準をもって制度設計すれば、直接被保険者への負担増につながりかねないことが懸念されております。したがって、こうした激変を緩和すべく、岐阜県も調整をしながらの財政運営となっているのが現状でございます。画一的な基準構築にはもう少し時間がかかるのではないかと、そんなふう考えております。

次に、予算の概要について御説明いたします。

31年度の予算規模は、対前年7,900万円減の歳入歳出ともに9億5,300万円で予算編成をしております。

次に、被保険者の加入状況でございますが、平成30年4月が2,046人でしたが、直近数値の31年1月では1,954人と、92人の減少となっております。

次に、医療費の状況でございますが、医療費は、いわゆる水ものと言われて相当変動があるわけですが、水準的に申しますと、平成25年度から29年度までの過去の実績値による平均伸び率というのは、やはり上昇傾向にあると考えております。

これらの背景を踏まえながら7,900万円減となった現象としては、総じて被保険者数が減少して全体のパイが縮小し、歳入歳出ともに絶対値が下がったことが主な要因でございます。

最後に、30年度末の国保会計基金の残高の見込みは、1億4,956万円を見込んでおります。被保険者数が減少傾向にある中、医療費が上昇したとき、直接負担を求めることは、相互扶助とはいえ、負担増につながってしまうことは間違いありません。つきましては、国保会計運営において、そうした状況になったときのことを踏まえて、基金を有効に活用していくことを視野に入れながら運営をしてまいります。

次に、議第9号 平成31年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算について御説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、岐阜県後期高齢者医療広域連合が運営をしております。その中で市町村の役割となっております保険料徴収、市町村受託事業であるぎふ・すこやか健診やぎふ・さわやか口腔健診に係る経費及び市町村負担金を中心として予算編成をいたしました。

31年度の予算総額は8,900万円で、市町村負担金の増により、対前年度より800万円の増を計上しております。

続いて、議第10号 平成31年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算について御説明をいたします。

この特別会計は、心身の発達に支援が必要な就学前の児童を対象に、輪之内町発達支援教室そらがサービスの提供をしている日常生活の基本的な動作指導や集団生活への適応訓練等、それらに要する経費を計上しております。

開所11年目となる31年度の予算総額は1,500万円で、前年度と同額を計上しております。

す。

今後も、母子保健から就学へとつながる支援に努めてまいります。

続いて、議第11号 平成31年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について御説明をいたします。

管渠工事の進捗状況については、30年度末見込みでの整備面積は344ヘクタール、計画面積の92.7%となっております。管渠の延長は10万3,657メートルで、計画延長の94.2%が完了する見込みでございます。

また、下水道への接続率は、直近の数字で42.9%ということで微増傾向にあります。

31年度の下水道特別会計予算は、2,300万円減の6億5,900万円を計上しております。

減となった主な要因は、管渠布設工事が終盤を迎えることで工事ボリュームが減ったことによるものでございます。

しかし、今後において施設の修繕等が発生してくること、また起債の償還がピークに向かっていくこと等を視野に入れながら、今まで以上に下水道への接続率の向上に取り組むことなど、適切な特別会計の運営に努めてまいります。

次に、議第12号 平成31年度輪之内町水道事業会計予算について御説明いたします。

31年度の水道会計予算は、3,500万円減の2億800万円を計上しております。

減となった主な要因は、配水施設拡張費の減によるものでございます。

今後も清廉な水の提供に向けて、適切に管理・運営をしてまいります。

以上で、31年度の当初予算の説明を終わらせていただきます。

ここからは議事日程に沿う形で御説明に入りたいと思います。

議第1号 輪之内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、教育長の任期が本年3月31日に満了となるため、教育長の任命の同意を得ようとするものであります。

次に、議第2号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）につきましては、平成30年度の事業がほぼ完了に近づいてまいりましたので、各課それぞれ事業の進捗状況と予算の執行状況との精査を行い、主に不用額を計上するもので、予算現額から1億7,107万7,000円を減額し、歳入歳出総額を歳入歳出それぞれ40億7,076万円としたものでございます。

次に、議第3号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、予算現額に1,656万2,000円を追加し、10億5,027万9,000円とするものでございます。

増となった主な要因は、退職者医療交付金の超過分の返還金を計上したことによるものでございます。

次に、議第4号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、予算現額に243万4,000円を追加し、8,343万4,000円とするものであります。

増となった主な要因は、保険料等負担金の増額によるものでございます。

次に、議第5号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）については、平成30年度の事業がほぼ完了に近づいてまいりましたので、事業の進捗状況と予算の執行状況との精査を行い、主に不用額を計上するもので、142万7,000円減の1,359万3,000円とするものでございます。

次に、議第6号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についても、年度末を迎え事業がほぼ完了に近づいてまいりましたので、事業の進捗状況と予算の執行状況との精査を行い、主に不用額を計上するもので、3,816万4,000円減の6億4,447万1,000円とするものでございます。

減となった主な要因は、工事請負費の請負差金や浄化センター管理費の不用額を計上したものでございます。

次に、議第13号 輪之内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、民間労働法制における時間外労働の上限規制等の導入、国家公務員の超過勤務命令の上限措置等を踏まえ、地方公務員法第24条第4項に基づき、所要の措置を講ずべく改正をするものであります。

次に、議第14号 輪之内町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例につきましては、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、この条例の条文中で学校教育法を引用する条項ずれを改正するものでございます。

次に、議第15号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告による職員の給与改定にあわせ期末手当の支給月数を改正するものでございます。

次に、議第16号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、この法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に基づく同法施行令の一部を改正する政令によって、この条例にて同施行令を引用する条項の整合性を図るため、所要の措置を講ずべく改正するものであります。

次に、議第17号 町道路線の認定については、道路新設に伴う路線の追加をするものでございます。

以上、提出議案の説明を申し上げました。御審議の上、適切なる御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

日程第6、議第1号 輪之内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

教育長は関係者ですので退席をお願いいたします。

(教育長 箕浦靖男君退場)

○議長（田中政治君）

教育課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

それでは、議第1号について御説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第1号 輪之内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、輪之内町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、議会の同意を求める。平成31年3月4日提出、輪之内町長。

住所は、大垣市林町9丁目83番地1、氏名、箕浦靖男、生年月日、昭和21年5月22日、任期は、平成31年4月1日から平成34年3月31日まででございます。

経歴を申し上げます。箕浦靖男氏は、岐阜大学教育学部地学科を卒業後、教職につかれ、笠原町立笠原小学校教諭を初任とし、昭和47年4月から7年間、そして昭和59年4月から7年間、輪之内中学校教諭、平成6年4月、輪之内中学校教頭に就任、平成10年4月に養老町立日吉小学校長就任、その後、平成13年4月に輪之内町立仁木小学校長に就任、平成16年4月、輪之内町立輪之内中学校長に就任され、平成19年3月に退職をされました。在職中、輪之内中学校には21年間、仁木小学校に3年間勤務され、町内の小・中学校の学校教育に御尽力されました。

その後、平成19年4月から輪之内町社会教育指導員を9年間歴任され、平成28年4月から教育長として就任され、現在に至っております。

今、経歴を申し上げましたとおり、町内の学校教育、社会教育全般を熟知され、教育者として豊富な経験も職務に生かされ、教育長就任後は、コミュニティ・スクールの推進、学校教育の課題解決、そのほか教職員の働き方改革等に真摯に向き合われ、職務に当たっておられます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

箕浦氏、人格的には素晴らしい方だと思っておりますけれども、この選考に至るまで

に何かその経緯というものを、要するに、もう若い世代に交代したらどうかというような話も聞かなかったことはないわけではないですけども、どういう経緯でまた再任されるかというようなことは、何かあったらお聞かせ願いたい。

ほかにそういう候補となるような方はおられなかったのかどうかというようなことも、できたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政治君）

教育課長 中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

今、御意見をいただきましたとおり、教育委員会としては、これまで進めてきた教育委員会の施策、そして学校教育に対する方針等に前向きに考えていただける方、また今まで進めてきた施策等に対して後退されるような意見の持ち主の方では進めてきた意義がございませんので、こちらとしては今まで進めてきた教育委員会の方針等を前向きに考えていただける方、またこの学校教育について熟知してみえる方、そのほか社会教育としてもふるさと輪之内を大切に、守っていかなければならない伝統文化等も熟知してみえる方を選考していきたいという方針でやってきました。

今、申し上げましたとおり、この人事について、これ以上熟知してみえる方をほかに見つけることができませんでしたので、教育委員会としては現教育長の再任ということで決めました。以上です。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第1号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第1号 輪之内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることに

については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

(教育長 箕浦靖男君入場)

○議長（田中政治君）

日程第7、議第2号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第2号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

お手元に配付の議案書2ページをお開きください。

議第2号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）。平成30年度輪之内町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,107万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,076万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。平成31年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

3ページから7ページの第1表は、先ほど第1条で御説明申し上げました補正額を款項別にまとめたものでございます。

8ページの第2表 繰越明許費補正は、先ほどの第2条にございました繰越明許費を表にまとめたものでございます。内容につきましては、ここに記載のとおり、プレミアム付商品券事業203万2,000円は、31年10月から予定されている消費税率10%への引き上げが低所得者及びゼロ歳から2歳の子を持つ世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的に、全国的にプレミアム付商品券の販売を行う予定をしております。

そこで、対象となる方を抽出するためのシステム改修や広報、チラシ作成などの事務に係る費用を31年度に繰り越して事業を執行するために補正するものでございます。

それでは、今回の補正予算の内容について事項別明細書で説明をいたします。

今回の補正につきましては、30年度の事業がほぼ完了に近づいてまいりましたので、各課それぞれの事業の進捗状況と予算の執行状況との精査を行いまして、主に不用額を

計上するものでございますが、まずここで概要を申し上げておきます。

精査の結果、歳入は44億8,704万2,000円に対して歳出は40億4,323万4,000円となり、4億4,380万8,000円の歳入予算額が超過する見込みとなりました。今後の財政運営も考慮し、歳入では、基金からの繰り入れを取りやめるため、24ページの基金繰入金のうち、目1. 財政調整基金2億7,190万4,000円、目2. その他特定目的基金繰入金のうち、1. 土地基盤整備基金繰入金2,884万8,000円、2. 公共施設等整備基金繰入金1億1,528万9,000円、3. ふるさと応援基金繰入金24万1,000円、計4億1,628万2,000円を歳入から減額いたしまして、歳出では、31年度に実施予定であります福東小学校校舎の大規模改修事業や、今年度実施予定の防災拠点の整備などの大型事業に対応するため、32ページ目8. 基金費の3. 公共施設等整備基金積立金2,700万円を、また歳入歳出の全体額を調整するために、1. 財政調整基金積立金52万6,000円、計2,752万6,000円を歳出で増額いたしまして、歳入歳出をそれぞれ40億7,076万円に調整したものでございます。

最初に、歳出予算の補正は、予算の増額をお願いしたものについて、その概要を説明いたします。

32ページをお開きください。

目8. 基金費の積立金、財政調整基金積立金52万6,000円、公共施設等整備基金積立金2,700万円は、先ほど御説明をいたしたとおりでございまして、今年度の大型事業に対応するためということでございます。また、13. ふるさと応援基金積立金1,798万5,000円は、12月の定例議会で3,926万6,000円を補正計上し、お認めいただいたとおりでございますが、12月末までに合計1,896件、5,722万6,000円の寄附を受けたことにより、不足額が1,799万円となりました。これに基金の運用益となる利息相当分を加味して基金に積み立てるわけでございますが、基金の運用益は、当初予算では1万円を見込んでおりましたが、実績見込みでは5,000円となりましたので、差額5,000円を先ほど御説明申し上げました1,799万円から差し引いた1,798万5,000円を積み立てるべく計上したものでございます。

次に、同ページ目10. 生活安全対策費の節19の2. 補助金のうち、103. 地域間幹線系統確保維持費補助金70万1,000円は、名阪近鉄バス株式会社が運行しております輪之内羽島線、海津線の2系統の路線について、今年度の運行額の確定により不足額を計上するものでございます。

次に、35ページをお開きください。目3. 岐阜県議会議員選挙費の47万7,000円は、12月定例議会で平成31年4月7日に執行予定の県議選の期日前投票開設に係る経費22万5,000円について補正計上し、お認めいただいたところでございますが、今回は平成30年度中の選挙執行事務に係る費用がどれだけになるか県より示されたことによりまして追加で計上するもので、県より計上額と同額の交付を受けて実施するものでございます。

次に、38ページをお開きください。目1. 社会福祉総務費のうち、11. 需用費の1. 消耗

品費 5 万 4,000 円、同じく需用費の 3. 印刷製本費 13 万円、12. 役務費の 1. 通信運搬費 12 万円、13. 委託料のうち、105. システム改修等委託料 172 万 8,000 円、計 203 万 2,000 円は、冒頭の繰越明許費で御説明申し上げましたが、プレミアム付商品券の販売に際し、対象となる方を抽出するためのシステム改修や、広報、チラシなどの作成の準備に係る経費を計上するものでございまして、国より計上額と同額の交付を受けて実施するものでございます。

同じく目 2. 障がい者福祉費の節 20. 扶助費のうち、101. 障害者自立支援給付費 467 万 6,000 円は、療養介護や共同生活援助などの障がい福祉サービスを利用されている方が今年度中に新たに増加したことによりまして不足額を計上するものでございます。

次に、41 ページをお開きください。目 1. 児童福祉総務費の節 20. 扶助費のうち、101. 第三子以後出産祝金 60 万円は、支給対象となる方、4 名分が不足することから、また次の 102. 児童発達支援事業給付費 53 万 9,000 円は、放課後デイサービス事業を利用される方が 1 名増加したことにより、それぞれ不足額を計上するものでございます。

次に、42 ページをお開きください。目 1. 保健衛生総務費の節 12. 役務費の 1 万円、節 13. 委託料のうち、101. 妊婦一般健康診査委託料 85 万円は、血液検査や超音波検査など 7 種類の妊婦健診を 1 人につき 14 回まで受診することが可能でございしますが、受診回数の増加により不足額を計上するものでございます。

次に、44 ページ、目 2. 農業総務費の節 19 の機構集積協力金補助金 275 万 2,000 円は、農事組合法人の営農組合等が農地中間管理機構を通じて新たに集積する土地を対象に、営農組合等には地域集積協力金を、土地を預けられた方には経営転換協力金及び耕作者協力金を交付しておるところでございしますが、新たに集積した面積が当初見込みより 1.08 ヘクタール増加したことや、地域集積協力金の交付単価が補助金の再配分によりまして上限の 1 万 4,000 円まで引き上げられたことが主な要因で不足額を計上するもので、県より同額の交付を受けて実施するものでございます。

次に、49 ページをお開きください。目 1. 河川総務費の節 13. 委託料の福束輪中土地改良区施設維持管理委託料 31 万円は、7 月から 9 月にかけて降雨量が多かった日数が多くて、内水を排除するために福束排水機場の排水ポンプを稼働させた日数も多くなりまして、電気代に不足が生じるため、不足額を計上するものでございます。

次に、54 ページをお開きください。目 2. 事務局費の節 20. 扶助費の傷害見舞金 20 万円は、対象となった児童・生徒の 1 人当たりの医療費の増加により不足額を計上するものでございます。

次に、56 ページをお願いします。目 2. 教育振興費のうち、7. 賃金の支援員賃金 90 万円は、平成 10 年度より留守家庭児童教室を開設しておりますが、児童の受け入れ人数も多く、目が行き届かないこともあるため、支援員を増員したことにより不足額を計上するものでございます。次に、その下の節 23. 償還金、利子及び割引料の 70 万 5,000 円は、

101. 子ども・子育て支援交付金精算還付金において29年度に交付を受けた国庫補助金について、精算によりその超過分を返還するために計上するものでございます。

次に、59ページをお願いします。目1. 社会教育総務費の節11. 需用費の消耗品費4万8,000円と節25. 積立金の4万8,000円は、加納良造学術文化振興基金積立金における基金の運用費の増額に伴いまして増額をするものでございます。

戻りまして、歳入の補正について、町税の税収見込みのほか、県税等を原資として交付金の確定や算定基礎となる歳出予算の確定等により、連動する補助金や交付金等を補正するものが主なものでございます。

歳入のうち、増額補正をお願いする主な1,000万円以上のものを順次説明いたします。4ページをお開きください。

町民税の目2. 法人の1. 現年課税分1,460万円は、法人数の増加及び業績回復による法人税割の増加により増額するものでございます。

次に、10ページをお開きください。目1. 地方消費税交付金の3,230万円は、7月上旬に行いました普通交付税の本算定の算出額及び今年度のこれまでの3期分の収入実績を勘案し、増額するものでございます。

次に、22ページをお開きください。目1. 不動産売払収入の1. 土地売払代金1,063万3,000円は、下大樽新田地内の水路敷576平方メートル、四郷地内の道路敷25.45平方メートルを払い下げたことにより増額をするものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。目2. 総務費寄附金の1,799万円は、歳出の基金費でも御説明いたしましたが、ふるさと応援寄附金の寄附額に相当する額を計上するものでございます。

次に、25ページをお開きください。目1. 繰越金の1億6,069万4,000円は、歳出補正時にその財源として充当してまいりましたが、今回はその収入済額に合わせるため、残りの剰余金を計上するものでございます。

次に、27ページをお願いします。目5. 雑入のうち、3. 経営戦略雑入の463万円は、市町村振興宝くじ収益金交付金の交付見込み増によるもの。次に6. 福祉雑入のうち、8. 後期高齢者医療広域連合還付金は、平成29年度分の療養費の精算により895万9,000円を、14. 安八郡広域連合還付金は、29年度の介護保険給付費の精算により238万円の増額が主な要因で、合計1,681万3,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、先ほどとは逆に、歳入のうち減額補正をお願いする主な1,000万円以上のものを御説明いたします。

戻って恐縮でございますが、17ページをお開きください。

目1. 民生費国庫負担金のうち、3. 児童手当費負担金は手当の支給見込みにより、1. 被用者児童手当交付金（ゼロから3歳未満）を690万7,000円減額、3. 非被用者児童手当交付金を403万7,000円減額することが主な要因で、合計1,292万8,000円を減額するもので

ございます。

次に、24ページをごらんください。目1.財政調整基金繰入金2億7,190万4,000円減、目2のその他特定目的基金繰入金のうち、土地基盤整備基金繰入金と公共施設等整備基金繰入金の減額は、冒頭で御説明申し上げましたが、歳入予算が超過する見込みのため、繰入金を取りやめても財源のめどが立ったことから繰入金の全額を中止するために計上するものでございます。

以上で、平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

総的に一般会計、財政にゆとりがあったというように受けとめたわけですが、これは予定どおりの事業を全部行っても、これだけの財政にゆとりがあったということだと思えるわけですが、当初の見込みと違いますか、それが甘かったというようなことではないんですか。その辺のことをちょっと思うわけですが、というのは、特に前年度の繰越金が、ようやく1億6,000万というような膨大なものが最終的に上がってきたと。要は、金が余ってしょうがないというような感じに受け取れるわけですが、もっと積極的な財政運営ができたのではないかと、というようなことを思うわけですが、その辺の考え方、どのように受けとめておられるのでしょうか。

○議長（田中政治君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○参事兼経営戦略課長（荒川 浩君）

先ほど御質問いただきました、ゆとりが生まれたのではないかと、そして当初予算の見積もり等において甘かったのではないかと、そして繰越金を今になって上げてきた、もっとも積極的な財政投資ができたのではないかと、という御質問かと思えます。

順次、お答えしてまいります。

ゆとりについてでございますが、ゆとりが出たということはどう捉えるかということでございますけれども、私ども財政を預かる者としては、その年々の予算編成段階において理想は、税収が上がり、基金繰入金や臨時財政対策債発行可能額の借り入れに頼ることなく、そういった状況が生まれたとき、いわゆる一般財源として自由に使えるお金がふえた状況、なおかつプライマリーバランスがきっちり確立できた状況になったとき

に、本当にゆとりが生まれたという状況だと考えております。

先ほど議員御指摘のように、確かに部分的に時系列を切り取ってみますと、今回、補正予算では議案の3ページから7ページの第1表にごさいましたように、歳入では町税、そして地方消費税交付金、寄附金、そして繰越金1億6,000万円、それぞれ増額補正をさせていただいておりますが、現時点では、一見財政にゆとりがあるように見えます。特に繰越金については、補正予算の財源として確保すべく留保してまいりました。しかし、12月の補正額、現在までに補正予算で355万4,000円でごさいました。そこで、今回、留保しておりました額を含め歳入歳出がふえた分を調整すべく、また財政運営を考えて基金の繰り入れをやめたということでごさいます。

したがって、ゆとりができたというふうには、私どもはちょっと理解しにくいなということをおもっております。

また、見積もりが甘かったということでごさいますが、私どもは予算執行における予算措置については、常に歳入はかた目に、歳出は安全にということをお前提に予算編成をするわけでごさいますが、過大見積もり、過小見積もりについては事前のヒアリングで精査を行っております、歳出については事業ごとの見積もり徴収や、歳入については国・県の補助金のスキーム等の理解、また最近の実績データにもたれた推計値により予算額の算出を決定しております。

そういったことから、今回、30年度の当初予算の編成時には、基金からの繰入金をお4億3,674万3,000円繰り入れないと予算、財源が確保できないという状況にごさいました。一般家庭で例えれば、定期預金を取り崩すことを前提にした予算編成でごさいました。

こうした背景がありますので、財源確保に困ったときに安易に基金からの繰入金に頼らなくても済むように、いわゆる予算額の水膨れ現象については、できるだけ避けるように努めております。

今回、結果的に予算現額から1億7,107万7,000円をお減額しましたがけれども、これも各事業、事務実行段階において入札執行など適正な競争や、少しでも無駄をお省いた、経費節減に努めた結果というふうにお考えております。以上でごさいます。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今までの財政運営的に特に異論があるというわけではございませぬけれども、強いて言うならば、財源にゆとりが出てきたということがわかった段階で新たな事業を展開するというようなことができなかったのかなど。例えば、周辺の道路の改修とか、水路の改修とか、そういうような要望というのはたくさんあると思うんですけれども、前年度の繰越金がお1億円以上もあるというのに、それをお使わずに、町民の要望実現になかなか

応じないというのでは、せつかくの財源がもったいないのではないかというようなことを思うわけです。そういう意味で、ゆとりができたということがわかった段階、下期以降からももう少し積極的な事業展開が、町民の要望に従った、そういう事業ができなかったのかということをおもいますので、このことを申し上げておるわけですがけれども、そういう町民の要望には十分に応えていっているという認識でしょうか。

○議長（田中政治君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○参事兼経営戦略課長（荒川 浩君）

再度の御質問で、もうちょっと積極的な財政運営をとということでございます。

私も当初予算編成時には、各課ともに地域の住民の皆様の御要望をお聞きしながら、できることから事業編成をしたというふうに認識をしております。

そして、今年度、先ほど申し上げましたが、事業を推進させていただいて、一定の成果は出たかなというふうに思っております。確かにお金があるからということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、今後、大きな投資的大型事業が控えておりますので、やはりお金が余っているからどんどん使ってしまうという、なかなか将来を見通した財政運営とは言いがたいんじゃないかなと思います。

いつもの例えで申しわけございませんけれども、一般家庭においていろいろとやりくりして、お父さんの給料だけではなかなか難しい。そこで、お母さんがパートに出かける。子供が大学生になって仕送りが必要だというような状況になって、定期預金も崩さなきゃいけない、そういった予定をしておったんですけども、何とかうまく予定しておった金額よりも少なく回ったと。じゃあ、そこで一般家庭において、当初から定期預金を崩す予定であったから、その分で新車を買ってしまうという家庭は、なかなか理解しにくいというふうに考えております。

例えが適切かどうかわかりませんが、今年度、先ほど申し上げましたように、福東小学校の大規模改修、そして防災拠点の整備等に多額の投資をしてまいらなければならない状況を鑑みると、今、そういった繰越金、財源をいたずらに使うということは避けたいというふうに考えております。

それで、町民の要望を全部酌み取っておるのかということでございますが、例えば議員がおっしゃるように、土木工事等については箇所づけにおいて毎年要望をいただいておりますので、できるだけ財源を投入してやっていくというふうに考えておりますので、その辺は御理解をいただきますように、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

第三子以後の出産祝金ですが、4名分不足したということですが、これは大変おめでたいことであります。全部で合わせて何世帯、当初、何名分組んでありましたでしょうか。

○議長（田中政治君）

福祉課長 菱田靖雄君。

○福祉課長（菱田靖雄君）

第三子以後出産祝金につきましては、当初予算では10件分を計上しておりましたが、今年度の見込みといたしましては14件ですので、15万円の4件分ということで追加をお願いするものでございます。以上です。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第2号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第2号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第8、議第3号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

野村みどり君。

○住民課長（野村みどり君）

それでは、議案書の9ページをお開き願いたいと思っております。

議第3号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。平成30年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,656万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,027万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成31年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

10ページ、11ページにつきましては、歳入歳出をそれぞれ款項別に示したものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書にて御説明申し上げます。事項別明細書の歳出の部、8ページをお開き願いたいと思います。

款1.項1.目1.一般管理費につきましては、国庫負担金減額措置対策費補助金が確定しましたので財源内訳を変更するものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。款2.項4.目1.出産育児一時金の295万6,000円の減額につきましては、当初15件分を計上しておりましたが、1月末時点で3件の申請でございますので、5件分を残し、7件分を減額しております。

続きまして、10ページをお願いいたします。款4.項2.目1.疾病予防費5万円の増額につきましては、当初15件分を計上しておりましたが、1月末時点で15件の申請がありました。新たな申請者もあるため、5件分を増額するものでございます。

続きまして、11ページをお開き願います。款6.項1.目3.償還金の1,946万8,000円の増額につきましては、療養給付費交付金返還金が平成30年度で最後となり、過去最大の返還金が生じる可能性があるため、不足額を補正するものでございます。

続きまして、歳入でございます。3ページをお開き願います。

款1.項1.目1.一般被保険者国民健康保険税1,695万5,000円の減額につきましては、県のシミュレーション結果を再試算したところ、1,700万円が歳入超過する可能性があるため、その分を一般分と退職分の医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分のそれぞれに案分して差し引くことによる補正でございます。

続きまして、同じく3ページをお願いいたします。款1.項1.目2.退職被保険者等国民健康保険税4万5,000円の減額につきましても、先ほど一般被保険者国民健康保険税で説明いたしました理由により、退職分の医療給付費、介護納付金、後期高齢者支援金にそれぞれ案分して差し引くことによる補正でございます。

4ページをお願いいたします。款4.項1.目1.療養給付費等交付金407万3,000円の増額につきましては、平成29年度退職被保険者等交付金が確定したことによる補正でございます。

5ページをお願いいたします。款5.項2.目1.国庫負担金減額措置対策費補助金33万8,000円の増額につきましては、国庫負担金減額措置対策費補助金の交付金が確定した

ことによる補正でございます。

6ページをお願いいたします。款7.項1.目1.一般会計繰入金813万9,000円につきましては、保険基盤安定繰入金の減額のほか、職員給与費等繰入金、出産育児一時金の法定繰入分の減額、財政安定化支援事業繰入金の増額を差し引き補正するものでございます。

7ページをお願いいたします。款8.項1.目2.その他繰越金3,729万円につきましては、平成29年度からの繰越金留保額から当初予算9月補正額を差し引いた補正額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この保険税は、税率は変更なくて、今回1,600万円の減額ということですがけれども、税率が変わらなければ、税収はほとんど予算どおりになるのかなというふうに思っていたわけですがけれども、この減額理由というのは、今、説明ではそういうことではない。シミュレーション結果で減額するというような話ですがけれども、であるなら、税率を変更しないことには税収は変わらないんじゃないかというふうに思うわけですがけれども、予算上だけで計上されておるのか。

実際には従来どおり、予算どおり入ってくるけれども、その帳面上でといいますか、書類上で減額されておるとのことだけなのか。

要するに、実際に町民の納める保険税の税収がこれだけ少なくなるということなのかどうかということもお伺いしたい。

もし、少なくなれば、その要因、要するに税率が変わっていないわけですから、税率を変えずにこれだけの減額になるということは、納税者が減少しているとか、所得が減っているとかというようなことになるかと思うわけですがけれども、その辺のマイナスの要因を教えてくださいと思います。

○議長（田中政治君）

住民課長 野村みどり君。

○住民課長（野村みどり君）

まだ収納とかのほうについては例年どおりだと思いますけれども、この1,700万円が超過する見込みという根拠は何かといいますと、県の納付金のほうが平成27年、28年、

29年の医療費をもとに算定されております。医療費のほう伸びなかったのに、納付金のほうがちょっと低かったということも要因しております。

まだこの制度は、平成30年、今年度に始まったばかりなので、この結果が来年、再来年も続くとは限りませんので、この結果を踏まえて今後ちょっと考えなければならないと思いますが、この制度が安定するまで単年で見ただけではなく、長期的にちょっと考えていただけないでしょうか。御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第3号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第3号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第9、議第4号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び日程第10、議第5号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○福祉課長（菱田靖雄君）

それでは、議第4号と第5号について御説明をさせていただきます。

まず、議第4号、議案書の12ページをごらんください。

議第4号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平成30年度輪之内町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ243万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,343万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成31年3月4日提出、

岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の13ページと14ページ、第1表 歳入歳出予算補正で款項別の補正額をお示したものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により御説明をさせていただきます。別冊の後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書の3ページをごらんください。

歳入から御説明をさせていただきます。

款1. 項1. 目1の特別徴収保険料と目2. 普通徴収保険料は、401万7,000円の減額と725万7,000円の増額でございます。どちらも平成30年度保険料の現年度分として、それぞれ収入見込み額に合わせるものでございます。

4ページをごらんください。款4. 項1. 目1の保健事業費委託金につきましては、54万9,000円の減額でございます。2つの保健事業、ぎふ・すこやか健診とぎふ・さわやか口腔健診の今年度の受診実績から収入見込み額を算出し、それに合わせるものでございます。受診件数につきましては、ぎふ・すこやか健診が459件、ぎふ・さわやか口腔健診が24件でございます。

5ページをごらんください。款5. 項1. 目1の一般会計繰入金につきましては、95万5,000円の減額でございます。後期高齢者医療特別会計の歳出見込みから事務費繰入金の減額と保険基盤安定繰入金、保険料軽減額ですけれども、その確定による減額でございます。

6ページをごらんください。款6. 項1. 目1の繰越金につきましては、31万2,000円の増額でございます。29年度決算により繰越金31万3,000円のうち、留保分を計上したものでございます。

7ページをごらんください。款7. 項4. 目1の雑入につきましては、38万6,000円の増額でございます。29年度中に広域連合へ支払いました保健事業費負担金の精算によりまして、過払い分の返還を受けたものでございます。

次に、歳出を御説明させていただきます。8ページをごらんください。

款2. 項1. 目1の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、302万3,000円の増額でございます。広域連合に納付すべき保険料の見込み額と保険基盤安定負担金の確定による増額でございます。

9ページをごらんください。款3. 項1. 目1の保健事業費につきましては、58万9,000円の減額でございます。ぎふ・すこやか健診とぎふ・さわやか口腔健診に係ります国保連合会への手数料、健診費用委託料などの関連経費の不用額を計上したものでございます。受診件数につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の御説明を終わらせていただきます。

引き続き、平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）の御説

明をさせていただきます。

議案書の15ページをごらんください。

議第5号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）。平成30年度輪之内町の児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ142万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,359万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成31年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の16ページと17ページが第1表 歳入歳出予算補正で、款項別の補正額をお示したものでございます。

詳細につきましては事項別明細書により御説明をさせていただきますので、別冊の児童発達支援事業特別会計補正予算事項別明細書の3ページをごらんください。

歳入から御説明をさせていただきます。

款1. 項1. 目1の児童発達支援費は、304万8,000円の減額でございます。発達支援教室そらのほうでは、親子通園によりまして心身の発達に支援が必要な就学前の児童を対象といたしまして、日常生活の基本的な動作訓練、集団生活への適応訓練を提供しております。その訓練のサービス報酬を国保連合会から受け取るもので、収入見込みに合わせるものでございます。

4ページをごらんください。款2. 項1. 目1の児童発達支援使用料につきましては、7万5,000円の減額でございます。発達支援教室そらの利用に当たりまして保護者から利用者負担金をいただいているもので、収入見込みに合わせるものでございます。

5ページをごらんください。款5. 項1. 目1の繰越金につきましては、170万3,000円の増額でございます。29年度決算による繰越金235万1,000円のうち、留保分を計上したものでございます。

次に、6ページをごらんください。款6. 項2. 目1の雑入につきましては、7,000円の減額でございます。例年、NHK歳末たすけあい運動の義援金を収入しているものでございますが、30年度におきましては、その交付がないということで減額をするものでございます。

続いて、歳出を御説明させていただきます。7ページをごらんください。

款2. 項1. 目1の児童発達支援事業費につきましては、142万7,000円の減額でございます。発達支援教室そらの利用状況、それから予算の執行状況を精査いたしまして不用額を計上したものでございます。

以上で、児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）の御説明を終わらせていただ

きます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（田中政治君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第4号及び議第5号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第4号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び議第5号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第11、議第6号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

建設課長から議案説明を求めます。

近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

それでは、御説明をさせていただきます。議案書18ページをお開きください。

議第6号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。平成30年度輪之内町の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,816万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,447万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成31年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の19ページ、20ページの第1表は、今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

21ページ、第2表 地方債補正につきましては、下水道事業の補助金決定に関連し、起債対象事業費も減額となりますので、1,620万円を減額し、起債限度額を1億6,730万円に変更するものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、補助金の決定並びに事業内容の精査による見込みにより計上しておりますので、よろしく願いいたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

款1. 分担金及び負担金、目1. 下水道事業受益者負担金740万1,000円の増額は、受益者の件数及び前納者の増加に伴うものでございます。

4ページをお願いします。款2. 使用料及び手数料、項1. 手数料は、本年度の実績により10万円の増額をしております。

項2. 使用料163万3,000円の減額は、本年度の実績に伴う見込みによる減額でございます。

5ページをお願いいたします。款3. 国庫支出金、項1. 国庫補助金は、下水道整備の補助金額確定により2,405万円を減額するものでございます。

6ページをお願いいたします。款5. 繰入金、項1. 基金繰入金の減額につきましては、建設事業費減少に伴い、基金の取り崩しを不用とするものでございます。

7ページをお願いいたします。款6. 繰越金603万9,000円の増額につきましては、前年度に留保しておりました繰越額を計上するものでございます。

8ページをお願いいたします。款7. 諸収入、項2. 雑入につきましては、平成29年度分の消費税の確定により消費税還付金17万9,000円を増額するものでございます。

9ページをお願いいたします。款8. 町債1,620万円の減額は、建設事業費の減少によるものでございます。

続きまして、歳出を御説明させていただきます。10ページをお願いいたします。

款1. 公共下水道費、項1. 特定環境保全公共下水道費、目1. 特定環境保全公共下水道建設費3,301万5,000円の減額は、下水道受益者負担金の前納者増加による報奨金の増額と、下水道事業実施設計業務委託料及び下水道管渠工事費を補助金の決定に伴い、減額をするものでございます。

また、目2. 浄化センター管理費497万6,000円の減額は、需用費及び委託料の不用額を計上しております。

11ページをお願いいたします。款2. 公債費、目1. 元金は、基金取り崩しの停止に伴う財源内訳の変更でございます。

また、目2. 利子17万3,000円の減額は、平成29年度借入額の減少に伴う不用額の計上

でございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第6号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第6号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

（午前10時50分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（田中政治君）

日程第12、議第7号 平成31年度輪之内町一般会計予算を議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、31年度当初予算について御説明申し上げます。

お手元の予算書にて説明をさせていただきますのでお願いいたします。

当初における各会計の予算総額については、目次の裏面にありますとおり、対前年2億1,400万円増の合計64億1,000万円でございます。

それでは、一般会計より順次議案説明をさせていただきます。

予算書、1ページをお開きください。

議第7号 平成31年度輪之内町一般会計予算。平成31年度輪之内町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億8,600万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成31年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

3ページから7ページまでは、先ほどの第1条にありましたように、款項別にまとめたものでございます。

8ページは、第2条にありましたように、31年度の債務負担行為を一覧表にまとめたものでございます。

また、9ページは、第3条にありましたように、31年度発行予定の地方債3億1,820万円を一覧表にまとめたものでございます。

先ほど町長の提案説明にもありましたように、平成31年度は地方統一選挙の年でありまして、当町でも来る5月14日告示、19日の投開票の日程で町長選挙並びに議員選挙が執行される予定でございます。したがって、31年度は、当初予算においては経常経費を中心とした骨格予算編成としておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

一般会計予算の総額は、先ほど申し上げましたが、対前年3億4,300万円増の44億8,600万円で編成いたしました。

まずもって、対前年比3億4,000万円増となった概要を歳出ベースで順次御説明いたします。

13ページをごらんください。

これをごらんいただきますと、対前年3億4,300万円増となっているうち一番増とな

っているのは、款9の教育費の2億8,106万8,000円でございます。増となった主な要因は、先ほどからも話が出ておりますように、かねてから31年度の施工を計画しておりました、福東小学校の大規模改修工事及び同校太陽光発電設備設置工事でございます。その金額は小計で4億503万6,000円計上しておりますが、一方、今年度施工しております輪之内体育センター改修工事の工事請負費1億1,691万3,000円、これは当初予算ベースでございますが、それが皆減しておりますので、差し引き2億8,452万1,000円の増というふうになります。

恐縮でございますが、13ページにお戻りください。次に額が大きいのは、款5の農林水産業費の3,331万7,000円でございます。これも先ほど来より話が出ておりますが、多面的機能支払交付金が2,061万2,000円増の8,939万3,000円になったことによるものでございます。そして、それにプラスして経営体育成基盤整備事業楡俣北部負担金が1,125万円増の2,250万円になったことによるものが主な増となった要因でございます。

また、戻って恐縮でございますが、13ページをごらんください。次に増となっているのは、款2.総務費の2,540万9,000円でございます。増となった主な要因としては、先ほど来より話しております、31年度は選挙の年でありまして、町長・町議会議員選挙に714万3,000円の皆増、岐阜県議会議員選挙費に207万7,000円増の386万9,000円、そして参議院通常選挙に1,228万8,000円の皆増をそれぞれ計上し、対前年2,213万8,000円の増となっております。

以上が歳出ベースでの対前年比3億4,300万円増となった要因でございます。

それでは、31年度の一般会計予算について、30年度と比較して増減が大きいもの、また31年度の予算計上で特徴的なものについて、順次御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。15ページをごらんください。

町税でございますが、まず町民税でございますが、個人、法人ともに若干ではございますが増収を見込んでおります。

個人については、平成29年、1年分の民間給与総額が3.8%増となっているデータが示すとおり、総じて日本経済における企業部門の改善が家計部門に広がり始め、好循環が進展し始めていることによるものというふうに考えております。

また、固定資産税についても、若干ではありますが増収を見込んでおります。これについては、誘致した企業における設備投資が進んだことによる償却資産の増、また土地については、農地転用等により宅地への地目変更の微増、家屋については、専用住宅と新築家屋の微増及び工場の新築があったことによるものでございます。

次に、16ページをごらんください。軽自動車税については、ごらんのとおり、目2.環境性能割が皆増しております。

まず、この導入の経緯、経過でございますが、この環境性能割といいますのは、29年4月1日から消費税を10%に引き上げる際に、28年度税制改正大綱において自動車の消

費を喚起するとともに、自動車取得税の廃止と環境性能割の導入を通じて国民の負担の軽減を図るということで導入される予定でございました。しかしながら、ごらんのよう
に消費税の引き上げについては、本年10月1日に延期されたところでございます。そこ
で、今般、その時期が到来予定でございますので、先ほど申し上げた趣旨により税制改
正が行われたことに起因するものでございます。

この税制、環境性能割のスキームの概要を申し上げますと、税額の根拠となる課税標
準額は、自動車の取得価額としまして、免税点は50万円としております。新車、中古車
を問わず対象となります。

また、税率は、燃費基準達成度に応じて決定されまして、非課税、1%、2%、3%
の4段階になりますが、軽自動車の税率は、当分の間、2%を上限として、31年10月か
ら32年9月までの間に取得した場合は、特例措置として1%を減ずる措置をするとい
うことにしております。

次に、22ページ、23ページをごらんください。自動車取得税交付金につきましては、
先ほど軽自動車税のところでも述べましたが、消費税10%に引き上げに伴う税制改正に
より、本年9月末をもって廃止となりました。したがって、430万円減の950万円を計上
しております。期間としては半年間となるため、前年の半額である690万円という見込
みも成立するところでございますが、駆け込み需要を見込んで950万円としております。

次に、23ページの環境性能割交付金でございますが、これも消費税率引き上げに伴う
需要の平準化のために、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収について、国か
ら補填される性質の交付金でございます。算出根拠といたしましては、岐阜県全体で4
億6,300万円の交付金額となりますので、これも道路延長及び面積により案分で交付さ
れる予定のものというふうに伺っております。

続いて、24ページでございます。子ども・子育て支援臨時交付金については、御案内
のように本年10月から実施する幼児教育の無償化に係る経費について、31年度は消費税
率引き上げに伴う地方の増収がわずかであることから、国は地方負担分を措置する臨時
交付金を創設し、対応するというところで、国ベースで2,349億円が措置される予定で
ございまして、当町の規模で案分により1,340万円を計上するものでございます。

続いて、25ページの地方交付税については、対前年3,000万円増の9億1,000万円を計
上しております。内訳は、普通交付税が3,000万円増の8億3,000万円、特別交付税は、
前年同額の8,000万円でございます。地方交付税につきましては、国の出口ベースで対
前年1,724億円増の16兆1,809億円で、1.1%というふうになっておりますので、当町に
おきましても、30年度の実績額等を勘案して8億3,000万円の計上としております。

続きまして、少し飛んで28ページをごらんください。目2. 民生使用料、節2. 児童福祉
使用料の1. こども園利用料が対前年2,622万円減の3,954万円を計上しておりますが、こ
れは10月から実施する幼児教育の無償化により減額としたものでございます。御案内の

とおり、内容については、10月から3歳から5歳まで全ての子供、幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化、またゼロ歳から2歳児は、当面非課税世帯を対象に無償化されるというものでございます。

続いて、32ページをごらんください。目3. 土木費委託金につきましては、対前年294万円減の650万円を計上しておりますが、減となった主な要因としては、30年度は適正化事業、具体的には福東排水機場の操作盤の改修工事費相当分が今年度事業完了によりまして皆減になったことによるものでございます。

少し飛んで40ページをごらんください。基金繰入金でございますが、その他特定目的基金繰入金について、土地基盤整備基金繰入金が3,650万2,000円増の6,535万円、公共施設等整備基金繰入金につきましては、6,971万1,000円増の1億8,500万円を財源として繰り入れるべく計上したものでございます。土地基盤整備については土木事業の財源の一部として、また公共施設等につきましては、福東小学校の大規模改修と太陽光発電事業工事費の財源として、それぞれ繰り入れしようとするものでございます。

続いて、歳出について御説明をいたします。47ページをごらんください。

議会費については、対前年640万1,000円減の4,518万1,000円を計上しております。減となった主な理由としては、30年度はこの議場の音響設備の改修工事費1,080万円を当初計上しておりましたが、その分が皆減になったこと及び議員報酬や手当については、30年度は8名分を計上しておりますが、31年度は選挙により9名になるということでございますので、報酬や手当、共済費等がふえます。その分を差し引きすると、対前年640万1,000円の減ということでございます。

少し飛んで51ページをお願いします。目5. 財産管理費については、566万5,000円減の5,410万3,000円計上しております。その中でも節13. 委託料が505万円減となっております。主な要因としては、103の浄化槽清掃委託料が203万8,000円減の747万2,000円、次の52ページの一番上の104. 浄化槽保守点検委託料は71万6,000円減の372万7,000円となっておりますが、これは30年度においてプラネットプラザの浄化槽を下水道に接続したこと、そして30年度は3年に1度の特殊建築物定期報告書作成委託料215万4,000円が皆減になったことが主な減の要因でございます。

続いて、54ページをお願いいたします。目10. 基金費については、999万円増の1,600万円を計上しております。増となった主な要因としては、ふるさと応援基金積立金が999万円増の1,000万円としております。先ほど補正予算でも説明いたしました、30年度にふるさと応援基金は5,725万7,000円を収入いたしております。御案内のように、ふるさと応援寄附金につきましては、さまざまな物議を醸し出しておりますが、総務省より新たな見解が出されたところでございます。この後もその見解を遵守しながら、税収以外の財源確保の手段として、ふるさと納税返礼品のラインアップの不断の見直しをかけながら、ふるさと応援寄附金として1,000万円の収入を目標に取り組んでまいります。

続きまして、目11. 企画費については891万1,000円増の1億5,502万6,000円を計上しております。この中において新規事業として、55ページの節13. 委託料の105、106でWi-Fi環境設備の整備について掲げております。Wi-Fi設備といいますのは、公衆無線LANを利用したインターネット接続を提供するサービスのことを言いますが、全国的に防災の観点から避難所等への防災拠点での災害発生時の情報伝達の確保が望まれておりまして、これを受けて整備しようとするものでございます。なお、この事業については、国庫補助金2分の1相当額を活用して整備するというものでございます。

続いて、57ページをごらんください。ここでは目の移管を行っております。以前から目内において2つの所管課が混在しており、わかりにくいという御指摘をいただいております。これを改善すべく、まず目14. 旅券発給費でございますが、これは昨年度まではこの前のページの目1の一般管理費に入っております、総務課所管分と混在しておりましたが、これを別出しにしております。所管課は住民課です。

次の目15. 消費者安全対策費でございますが、これは目8の生活安全対策費に入っております、危機管理課と混在しておりましたが、同じく別出しにしております。同じく所管課は住民課。

次の目16. 公共交通対策費についても目8の生活安全対策費に入っております、危機管理課と混在しておりましたが、別出しにしております。御案内のとおり、住民課所管分でございます。その中で、目16. 公共交通対策費の節19の104. 運転免許証自主返納者支援施策補助金6万円、同じく105. 高校生バス定期券購入支援補助金394万4,000円を新規事業として計上しております。

まず、104の運転免許証自主返納者支援施策補助金でございますが、31年度中に自動車運転免許証を自主返納した方に対して、自家用車の代がえとしてデマンドバスを利用してもらうため、申請によりまして無料で3,000円分の回数券、具体的には100円券の11枚つづりを3冊交付しようとするもので、20人分を考えております。

次に、105の高校生バス定期券購入支援補助金につきましては、先ほど町長の冒頭説明にもありましたが、通学で輪之内線、そして南北線、羽島線を使って通学をしようとする高校生に対して購入したバスの定期券の3分の1を補助するもので、80人分を予算化しております。この補助について、国庫補助金において、高校生の保護者の経済的負担を軽減して、あわせて町内路線バス、3路線の利用促進を図ることを目的に実施するものでございます。

続いて、税務課所管分でございます。58ページ、59ページをごらんください。目1. 税務総務費については、388万9,000円増の1,463万7,000円を計上しております。増となった主な要因としては、節13. 委託料の102. 土地鑑定評価委託料は、443万4,000円増の527万8,000円となっております。これは、固定資産税の土地について3年に1回が評価がえの年となっておりますので、次回、33年度の評価がえに向けた評価業務を行う関係で

増となっております。

また、目2. 賦課徴収費については、111万8,000円減の1,581万8,000円を計上しております。減となった主な要因としては、31年度からコンビニ収納を実施すべく、30年度に関係機関と協議やテストをしながら準備を進めてまいりました。そのテストに要する経費、約125万円が皆減になったことによるものでございます。

続いて、少し飛んで66ページでございます。目2. 障がい者福祉費について、570万4,000円増の1億3,957万2,000円計上しております。増となった主な要因としましては、67ページの節20. 扶助費、101の障害者自立支援給付費が504万円増の1億2,000万円となっております。これについては、平成30年10月から療養介護の宿泊型、また自立生活訓練グループホーム型、これは4月からの予定でございますが、就労継続支援B型をそれぞれ利用する方がふえることから増となっております。都合53名の方がこの給付を受けるものでございます。

続きまして、少し飛んで74ページをお願いします。目1. 児童福祉総務費については、729万9,000円増の4,751万4,000円を計上しております。増となった主な要因は、節13. 委託料の103で子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料220万円が皆増となっていること。そして、児童センターのトイレを洋式化すべく、節15. 工事請負費が237万円皆増となっていること。また、節20. 扶助費の102. 児童発達支援事業給付費が230万円増の3,230万円となったことが主な要因でございます。この児童発達支援事業給付費につきましては、利用者が増加傾向にあることから増としたものでございます。

少し飛んで78ページ、保健衛生総務費については、927万8,000円増の3,906万2,000円を計上しております。この中で主なものとしては、保健センターのトイレの洋式化で節15の工事請負費で291万6,000円が皆増となっていること。また、節18. 備品購入費において、3歳児健診に今までの視力検査と目に関するアンケートに加えて屈折検査機器を使用した検査を行うべく、機器を購入しようというものでございます。

少し飛んで87ページをお願いいたします。目7. 町民センター管理費については、815万9,000円増の1,057万3,000円を計上しております。増となった主な要因は、31年度に町民センターの浄化槽を下水道に接続すべく、節13. 委託料の104. 浄化槽清掃委託料に250万円、節15. 工事請負費502万5,000円のうち接続工事費として162万円、それぞれ皆増で計上したことによるものでございます。そのほか工事請負費として、和室の空調修繕工事や1階のトイレの洋式化を計上いたしております。

少し飛んで94ページ、95ページをごらんください。土木費でございますが、冒頭に説明いたしましたとおり、骨格予算としておりますので、投資的経費を抑制しております。したがって、土木費については、これまで各区より御要望いただいております各箇所について箇所づけをしておりますが、それ以外については選挙後の6月以降に計上してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

続いて、96ページでございます。目1. 河川総務費については、3,203万2,000円減の2,053万5,000円を計上しております。減となった主な理由は、先ほども申し上げましたが、30年度において適正化事業、具体的には福東排水機場の操作盤の改修工事が完了いたしましたので、その当初予算計上分3,300万5,000円が皆減になったことによるものでございます。

続きまして、99ページ、目2. 消防施設費においては、984万3,000円減の1,096万2,000円を計上しております。減となった主な理由は、30年度は第1分団第1班の積載車の購入を行いました、これが皆減になったものでございます。

続いて、101ページでございます。目5. 防災センター管理費については、408万8,000円増の649万4,000円を計上しております。主な増となった要因は、102ページの節15. 工事請負費が335万2,000円皆増となったものでございます。工事の内容は、仁木、福東、大藪の各コミュニティ防災センターのトイレを洋式化にしようとするものでございます。

少し飛んで106ページをお願いいたします。目3. プラネットプラザ管理費において、564万1,000円減の4,797万5,000円計上しております。減となった主な理由は、節13. 委託料において平成30年度は御案内のようにプラネットプラザの浄化槽を下水道に接続しましたが、この浄化槽の設計、30年度当初計上額が皆減になったことが主な要因でございます。

続いて、108ページ、目1. 小学校管理費については、4億373万4,000円増の4億6,971万9,000円を計上しております。増となった主な要因は、先ほど来より説明しております福東小学校の大規模改修、そして太陽光発電設備工事が皆増になるものが主な要因でございます。

最後に、少し飛んで117ページをごらんください。目2. 体育施設費については、1億2,014万2,000円減の494万8,000円を計上しております。減となった主な要因は、御案内のように、輪之内体育センターの改修工事の工事請負費の当初予算額1億1,691万3,000円が皆減になったというものでございます。

以上で、平成31年度輪之内町一般会計予算の説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、ざっとお聞きしましたが、トイレの浄化槽、公共下水道への接続というの

が何か所かあったと思うんですけども、まだ合併槽を使っているからということで公共下水につないでいない公共施設のトイレの数というのはどのくらい残るんでしょうか。

○議長（田中政治君）

参事 荒川浩君。

○参事兼経営戦略課長（荒川 浩君）

ごめんなさい、私の説明がちょっと悪かったかもしれませんが、31年度は公共施設で下水道に接続しようとするのは町民センターだけでございます。あとは、トイレの便器を和式から洋式に変更しようというものでございます。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

そうすると、まだ接続できるけれども、今回は見送っておると。今後、どのような考え方でおられるか、ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（田中政治君）

参事 荒川浩君。

○参事兼経営戦略課長（荒川 浩君）

公共施設の下水道の接続につきましては、昨年度に引き続き、31年度は町民センターをやるわけでございますが、今後は、順次計画的に進めてまいりたいというふうに思っております。

まだその計画については詳細に話を詰めておりませんので、財源見合いで、流暢に構えることは考えておらず、早急に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第7号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第7号 平成31年度輪之内町一般会計予算については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第13、議第8号 平成31年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算、日程第14、議第9号 平成31年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算及び日程第15、議第10号 平成31年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算を一括議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、順次説明してまいります。

まず、国保会計について御説明を申し上げます。

予算書、133ページをごらんください。

議第8号 平成31年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算。平成31年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,300万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成31年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

135ページから138ページまで、先ほど第1条にありましたように、款項別にまとめたものでございます。

先ほど町長の提案説明にもありましたように、国保の運営は、平成30年度に制度改正がありまして、岐阜県が財政運営の主体を担い、市町村とともに国保の運営主体、保険者になっていることは御案内のとおりでございまして、制度改正から2年目を迎えることになるわけでございます。

それでは、まず概要の説明をさせていただきます。

31年度の予算規模は、対前年7,900万円減の歳入歳出9億5,300万円で予算編成をしております。

次に、被保険者の加入状況でございますが、30年4月が2,046人でしたが、直近数値の31年1月では1,954人と、92人減少しております。その内訳としては、一般被保険者が82人減の1,944人、退職被保険者が10人減の10人となっております。

次に、被保険者の1人当たりの医療費の状況でございますが、25年度から29年度までの過去の実績値による平均の推移を見ますと、一般被保険者療養給付費についてはプラス8.1%、退職被保険者療養給付費についてはプラス12.7%、一般被保険者療養費はプラス2.6%、退職被保険者療養費はマイナス8%、また高額療養費では、一般被保険者高額療養費はプラス14.6%、退職被保険者高額療養費はプラス2.7%というふうになっておりまして、医療費は、いわゆる水ものというふうに言われておりますが、傾向としては上昇傾向にあります。これらの背景を踏まえながら、7,900万円減となった主な要因を説明してまいります。

まず、歳出ベースで御説明申し上げます。140ページをごらんください。

この中で一番減額幅が大きいのは、款2の保険給付費で5,123万3,000円減の6億6,877万3,000円を計上しております。内容といたしましては、153ページをごらんください。飛んで恐縮でございますが、153ページの目1.一般被保険者療養給付費が2,897万7,000円減の5億6,298万7,000円、目2.退職被保険者等療養給付費が1,071万5,000円減の617万5,000円、目3.一般被保険者療養費が22万8,000円減の1,007万2,000円を、それぞれ計上しております。この減となった主な理由は、先ほど申し上げましたとおり、療養給付費等の単価は上昇傾向にありますけれども、被保険者数において一般被保険者が82人減、退職被保険者が10人減という減少傾向にありますので、全体のパイが縮小していると、いわゆる絶対値が下がったということが主な要因でございます。

戻って140ページをごらんください。次に減少幅が大きいのは、款6の諸支出金で1,720万2,000円減の77万4,000円計上しております。これにつきましては、164ページ、165ページをごらんください。主な要因は、去年は当初から財政調整基金に積み立てるということで1,700万円計上しておりましたが、これがなくなったということでございます。

次に、140ページをもう一度ごらんください。次に減少幅が大きいのは、款3の国民健康保険事業費納付金で933万5,000円減の2億4,394万円を計上しております。これは、内容としては158ページから160ページをごらんください。御案内のように、158ページ、159ページの合計額2億4,394万円は、財政主体である県に支払うお金でございまして、県からのシミュレーション結果の額をそれぞれ計上しております。

続きまして、もう一度140ページをごらんください。次に減少幅が大きいのは、款4の保健事業費で120万9,000円減の869万5,000円を計上しております。内容といたしましては、特定健診等事業費のうち特定健康診査等負担金が78万1,000円の減となっております。これも理由としては、この健診の該当者数が30年度当初は1,559人でございましたが、31年度は168人減の1,391人、全体のパイが縮小したということが主な要因でございます。

このように、歳出ベースでは減となっておりますが、総額9億5,300万円の財源をど

う賄うかということで、次の歳入ベースでの説明に入ります。戻って恐縮でございますが、139ページをごらんください。この中で一番大きな財源となるのが款3の県支出金で、4,603万2,000円減の6億7,577万8,000円を計上しております。内容としては143ページをごらんください。目2の保険給付費等交付金が4,635万2,000円減の6億7,345万7,000円を計上しております。ごらんのとおり、節で普通交付金、特別交付金となっております。普通交付金については6億6,146万9,000円となっておりますが、これは先ほど歳出で説明しました、153ページの項1.療養諸費から155ページの項3.移送費までの合計額6,146万9,000円と同額となっております。つまり、どういうことかといいますと、歳出の保険給付費の財源は、この県支出金、目2の保険給付費等交付金の節1.普通交付金で手当てをされております。次に、特別交付金は、488万1,000円増の1,198万8,000円となっております。この特別交付金は、国の特別調整交付金、県繰入金、保険者努力支援制度分、特定健診費用を県が市町村に交付するものとなっております。いずれも県からのシミュレーション数値を計上しております。

次に、繰入金については、20万5,000円減の8,163万9,000円を計上いたしております。

続いて、戻って139ページをごらんください。これまで歳入において主な減額となっているものを説明してまいりました。

話を整理すると、歳出において7,900万円減の9億5,300万円計上いたしましたが、その財源として、歳入においては多くを占める県支出金、繰入金について説明をしてまいりました。あとは、財源として足りない分を141ページの款1の国民健康保険税で賄うという話でございます。その額が3,275万9,000円減の1億9,498万4,000円ということであります。これも県からのシミュレーション数値、実績値を勘案して計上しております。これも歳出の保険給付費でも説明しましたが、被保険者が減少して、全体のパイが縮小して絶対値が下がったことが主な要因であろうかと思えます。

町長の提案説明にもございましたけれども、国保の基金の残高見込みは、30年度末で1億4,956万円を見込んでおります。これは被保険者が減少傾向にある中、医療費がどんどん上がったときに直接負担を求めることは、相互扶助としては、扶助とはいえ負担増につながることは間違いございませんので、こういった基金を流用しながら国保の財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、平成31年度の後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。

173ページをごらんください。

議第9号 平成31年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算。平成31年度輪之内町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,900万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成31年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

175ページ、176ページは、先ほど第1条にありありましたように、款項別にまとめたものでございます。

概要の説明をいたします。

31年度の予算総額は、対前年800万円増の歳入歳出8,900万円で予算編成をいたしております。

次に、被保険者の推移でございますが、平成30年度の予算積算時、これは9月現在で積算しておりますが、被保険者が1,016人に対しまして31年度は同時期で1,065人と、49人、4.8%の増となっております。これも高齢化が進んでいるということのあらわれかなあというふうに考えております。そういったことで、被保険者が増加することで全体のパイが大きくなって予算増につながっているものと考えております。

それでは、順次増減の多いものを中心に説明させていただきます。

歳入で179ページをごらんください。

項1. 後期高齢者医療保険料でございますが、全体で1,085万4,000円増の5,905万2,000円を計上しております。特別徴収保険料、普通徴収保険料は、それぞれ記載のとおりでございます。この保険料の現年度分については、広域連合で積算され、通知のあった金額を計上しているものでございます。

次に、182ページ、一般会計繰入金は、290万1,000円減の2,419万1,000円を計上しております。主な増減は、事務費繰入金のうち、広域連合事務費繰入金が29万1,000円減の506万4,000円、節2. 保険基盤安定繰入金は313万4,000円減の1,464万4,000円で、これも広域連合より通知があった金額を計上しておるものでございます。

歳出に行きます。188ページをごらんください。

目1. 後期高齢者医療広域連合納付金は、774万4,000円増の8,103万7,000円を計上しております。これも広域連合で積算されまして、通知のあった金額を計上しているものでございます。

続いて、189ページ、保健事業費につきましては、主な内容としてぎふ・すこやか健診とぎふ・さわやか口腔健診の関連経費でございます。節13. 委託料の健診費用委託料は23万4,000円増の563万6,000円でございますが、これは健診単価の見直しによる増でございます。また、受診者については、すこやか健診は520人、さわやか口腔健診は100人を見込んでおります。

以上で、後期高齢者医療特別会計の予算説明を終わります。御審議いただきますようお願いいたします。

引き続きまして、次は児童発達支援事業特別会計予算について御説明を申し上げます。予算書、193ページをごらんください。

議第10号 平成31年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算。平成31年度輪之内町の児童発達支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成31年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

195ページ、196ページは、先ほど第1条にありましたように、款項別にまとめたものでございます。

まず、概要の説明をいたします。

31年度の予算総額は、歳入歳出同額の1,500万円を計上しております。

次に、現在の発達支援教室そらの運営については、利用者や1人当たりの利用回数が急増、もしくは急減することなく推移しており、安定した運営ができております。

それでは、順次主なものを説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。199ページをごらんください。

目1.児童発達支援費については、16万円増の1,406万9,000円を計上しております。この支援費の性質としては、発達のおくれ等が見られる児童の支援、訓練や、相談対応や指導をするサービス報酬として国保連合会から受け取るものでございます。

次に、200ページをごらんください。目1の児童発達支援使用料は、18万9,000円減の26万4,000円を計上しておりまして、これは利用者の保護者からいただく自己負担金でございます。

続いて、203ページ、繰越金は、2万5,000円増の65万3,000円を計上しております。ここでは歳入全体の調整を行っていることから、結果的に65万3,000円を計上したものでございます。

次に、歳出の説明に入ります。206ページをごらんください。

目1.児童発達支援事業費は、2万2,000円減の1,454万4,000円を計上しております。主な内容としては、正職員や臨時職員の人件費のほか、通所サービスで行う支援や訓練の際に必要な教材や用具などを購入してございます。

最後に、207ページをごらんください。予備費でございますが、ここで歳出全体の調整を行っておりますので、その結果、2万6,000円増の32万6,000円を計上するものでございます。

以上で、平成31年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算の説明を終わります。御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

暫時休憩します。

（午後0時00分 休憩）

(午後1時00分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

休憩前に説明していただきまして、若干お聞きしたいことがありますのでお伺いします。

まず、保険給付費のほうで経費の増ということで単価は上がっているけれども、人数が減少しているから予算的にはマイナスになるというような説明でした。そして、保険税のほうでは、これも歳入のほうではマイナスになっておるわけですがけれども、要は新年度の保険税、税率のほうの改正というのは考えているのかどうか。

これだけあったら、上げる必要もないのではないかと思うんですけれども、要は1人当たりの医療費というのは、あるいは保険税額というのはどうなってくるのかということをお伺いしたい。

要は、保険税を上げる必要があるのかないのかということ、どうなるかということをお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

税務課長 伊藤早苗さん。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

今、森島議員さんの御質問ですがけれども、保険税もマイナスとなっているということで、保険税はどうなるのかという御質問かと思えます。

保険税の賦課につきましては、今年度、国保の運営主体が県と町になりました。新体制において、県から市町村ごとに納付金という形で納付するという形になります。この納付に要する費用に充てるため、不足分を国保税で賄うという形になるということでございます。

今、議員さんがおっしゃられましたけれども、現在は確定申告中でございますので、まだしっかりとした国保加入者の所得が確定しておりません。これが申告が終わりまして確定いたしましたら、国保会計の決算などいろいろな状況、そして今後の見通しを考えた上で国保の運営に関する協議会のほうで資料を提供いたしまして、そこでの方向性を出していただくということになると思いますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

1人当たりの単価というのはどうなるかということですね。全体で3,200万円の減少になると。この予算でいくと3,200万円の減少ですけれども、対象者数も減っているということになるわけですけれども、この予算の段階において1人当たりの保険税というのは、これは上がっているのか下がっているのか、予算上はどうなっているかということですね。

今の保険給付費のほうもマイナスになっておりますけれども、これは保険給付費のほうは、1人当たりで見るとふえているのか減っているのか。全体では減っていますけれども、1人当たりになるとどうなっているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

住民課長 野村みどりさん。

○住民課長（野村みどり君）

こちらの国民健康保険事業特別会計予算は、委員会付託となっております。今、ちょっと詳細につきましては、こちらのほうへ資料をお持ちしておりませんので、委員会のほうで改めて説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第8号から議第10号までは、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第8号 平成31年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算、議第9号 平成31年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算及び議第10号 平成31年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第16、議第11号 平成31年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

及び日程第17、議第12号 平成31年度輪之内町水道事業会計予算を一括議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、続いて下水道事業特別会計について御説明を申し上げます。

予算書、213ページをごらんください。

議第11号 平成31年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算。平成31年度輪之内町の特定環境保全公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億5,900万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。平成31年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

215ページから217ページは、先ほど第1条にありましたように、款項別にまとめたものでございます。

218ページは、第2条にありましたように、31年度発行予定の地方債1億9,400万円を表にまとめたものでございます。

まず、概要の説明をいたします。

平成10年から始まった下水道管渠布設工事は、本町の南から北に向けて並行に進める形で整備を進めてまいりました。30年度末見込みで整備面積は344ヘクタールで、計画面積の92.7%となりまして、管渠の延長は10万3,657メートルで、計画延長の94.2%が完了する見込みでございます。また、下水道への接続率は、42.9%で微増傾向にあります。

31年度の下水道特別会計の予算総額は、2,300万円減の6億5,900万円で予算編成をいたしました。

それでは、順次増減の多いものを中心に御説明をいたします。

歳入から説明いたします。221ページをごらんください。

目1. 下水道事業受益者負担金でございますが、389万円減の2,835万9,000円を計上しております。減となった主な要因は、賦課予定件数が30年度は227件に対して31年度は

177件、50件減となったことによるものでございます。

次に、222ページをごらんください。下段の目1. 下水道使用料は、239万1,000円増の9,353万8,000円を計上しております。増となった主な要因は、接続件数が47件増となったことによるものでございます。

次に、223ページをごらんください。目1. 特定環境保全公共下水道費国庫補助金は、3,000万円減の1億円を計上しております。減となった主な要因は、国庫補助対象事業費が6,000万円減となったことによるものでございますけれども、この後、歳出で説明させていただきますが、工事請負費が減となったことに起因するものでございます。

次に、225ページをごらんください。下段の目1. 一般会計繰入金は、800万円増の2億1,800万円を計上しております。一般会計からの繰入金は、歳出の公債費償還金とほぼニアリーイコールの金額を考えております。

少し飛んで228ページをごらんください。目1. 特定環境保全公共下水道事業債でございしますが、1,050万円増の1億9,400万円を計上しております。増となった主な要因は、住宅密集地での工事がおおむね終わりました、地方単独での工事が増加する見込みであること、また設計委託料やストックマネジメント基本計画策定委託料も増額する計画であることから増となったものでございます。

続いて、歳出の説明に入ります。229ページをごらんください。

目1. 特定環境保全公共下水道建設費でございしますが、3,179万3,000円減の3億5,403万6,000円を計上しております。減となった主な要因は、節15. 工事請負費が6,000万円減の2億7,000万円となったこととでございます。これについては、31年度において管渠布設工事が終盤を迎えることで工事ボリュームが減ったことによるものでございます。また、節13. 委託料の101. 下水道事業実施設計業務委託料は、2,729万8,000円増の4,720万9,000円を計上しております。この中で、施設ストックマネジメント基本計画策定業務委託料1,490万5,000円が皆増となっております。このストックマネジメント基本計画といいますのは、今後、下水道施設の改築事業に対して交付金を活用した資金調達を考えておるところでございますが、この交付金を活用しようとする際には、このストックマネジメント基本計画が策定されておいて、なおかつ同計画に基づいていることが交付条件というふうにされておりますので、後年度の施設更新とか改築事業に備えるべく、同基本計画を策定しようとするものでございます。

続いて、230ページをごらんください。目2. 浄化センター管理費は、72万6,000円増の7,366万3,000円を計上しております。増となった主な要因は、節11. 需用費における5. 修繕料においてマイクロUP S取りかえ工事が132万円の皆増、また節13. 委託料の103. 水質検査委託料が143万1,000円増の335万9,000円を計上しております。これについては、法定検査の分析方法が法的に追加されましたので、それに対応すべく増となったものでございます。一方、節11. 需用費における4. 光熱水費は、178万8,000円減となっております。

ます。

続いて、232ページをごらんください。公債費につきましては、元利合わせて877万1,000円増の2億2,980万4,000円を計上しております。この償還金相当額をニアリーイコールの金額で一般会計より繰り入れておるわけですが、今後もしばらくはこの手法をとっていく予定でございます。

以上で、平成31年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、水道会計について御説明申し上げます。

予算書、239ページをお開きください。

議第12号 平成31年度輪之内町水道事業会計予算。

総則、第1条、平成31年度輪之内町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

事業の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。(1)給水戸数3,005戸。(2)年間総給水量121万6,212立方メートル。(3)1日平均給水量3,332立方メートル。(4)主要な建設改良事業、イとして配水管改良事業7,169万3,000円。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入、第1款水道事業収益1億3,314万円、第1項営業収益1億1,460万8,000円、第2項営業外収益1,853万2,000円。支出、第1款水道事業費1億1,525万9,000円、第1項営業費用1億535万4,000円、第2項営業外費用860万5,000円、第3項予備費130万円。

次に、240ページをごらんください。資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,938万1,000円は過度分損益勘定留保資金6,938万1,000円で補填するものとする。）。収入、第1款資本的収入2,336万円、第1項工事負担金336万円、第2項補償金2,000万円。支出、第1款資本的支出9,274万1,000円、第1項建設改良費7,179万9,000円、第2項企業債償還金2,094万2,000円。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第5条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)第3条予算内での各項間での流用、(2)第4条予算内での各項間での流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1)職員給与費530万円。

棚卸資産購入限度額、第7条、棚卸資産の購入限度額は、30万円と定める。平成31年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

241ページ、242ページは、先ほど第3条にありましたように、収益的収入及び支出を表にまとめたものでございます。

243ページ、244ページは、先ほど第4条にありましたように、資本的収入及び支出を表にまとめたものでございます。

それでは、予算概要の説明をいたします。説明は260ページ以降の収支予算明細書にて説明いたします。

まず、260ページをごらんください。目1. 給水収益でございますが、52万5,000円増の1億1,339万1,000円を計上しております。増となった主な要因は、一般用の給水戸数は、93戸増加する見込みとしております。

目2. その他営業収益では1万7,000円増の121万7,000円を見込んでおりますが、雑入の下水道検針業務委託料の増となっております。

次に、261ページをごらんください。営業外収益の目1. 受取利息及び配当金については、11万5,000円減の4万9,000円を計上しております。これは想定金利の減によるものでございます。

次に、目2. 消費税及び地方消費税還付金については、44万9,000円減の1,000円としております。減となった主な理由は、工事費においてそのボリュームが減となっておりますので、消費税の還付金は発生しないと、そういう見込みから科目措置として取り扱っておることが要因でございます。

続いて、262ページをごらんください。支出について御説明をいたします。

まず、営業費用の目1. 原水及び浄水費につきましては、165万1,000円増の1,742万5,000円を計上しております。増となった主な要因は、修繕費において100万円増となっておりますが、これは第1水源地ろ過器電動弁取りかえが皆増となったもの、また電気使用料が67万7,000円増となっていることが主な要因でございます。

続いて、目2. 配水及び給水費については、225万5,000円増の1,321万7,000円を計上しております。増となった主な要因は、修繕費において220万円増の930万円となっておりますが、これは一番下段の量水器取りかえ費が220万円増となったもので、30年度の福東地区に続いて31年度は仁木地区の量水器の取りかえを行う予定でございます。

続いて、263ページの目3. 総係費については、ほぼ前年並みを計上しております。

続いて、264ページの目4. 減価償却費につきましては、214万6,000円増の6,483万2,000円を計上しております。これにつきましては、機械及び装置が79万円、工具器具及び備品が37万2,000円、それぞれ増額となったものが主な要因でございます。

次に、265ページをごらんください。営業外費用の目2. 公課費については、消費税及び地方消費税が増額となっております。

次に、資本的収入及び支出の説明に入ります、266ページ。

項1. 工事負担金及び項2. 補償金については、ほぼ前年並みを計上しております。

次に、267ページをごらんください。項1. 建設改良費の目1. 配水施設拡張費については、4,281万円減の7,169万3,000円を計上しております。減となった主な要因は、工事

請負費について4,011万8,000円減となったことによるもので、30年度は水源地中央監視装置の更新で2,732万4,000円を計上しておりましたが、これが皆減となったことが主な要因でございます。

最後に、項2.企業債償還金については、償還表に基づき償還すべき額を計上しておるところでございます。

以上で、平成31年度輪之内町水道事業会計予算の説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第11号及び議第12号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第11号 平成31年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算及び議第12号 平成31年度輪之内町水道事業会計予算については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第18、議第13号 輪之内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、説明させていただきます。

議案書の23ページ、議第13号 輪之内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成31年3月4日提出、輪之内町長でございます。

24ページが一部を改正する条例です。

今回の条例改正に至る経緯につきましては、町長の提案説明にもありましたとおり、長時間労働の是正のための措置として、民間の労働法制におけます働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、時間外労働の上限規制等が導入され、原則として平成31年4月1日から施行されることとなりました。

また、国家公務員においても、昨年8月の人事院による公務員人事管理に関する報告において超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定める等、講じることとされ、平成31年4月より適応すべく同規則が改正をされました。

地方公務員につきましても、地方公務員法第24条第4項における均衡の原則に基づき、国家公務員の措置を踏まえ、超過勤務を行うことができる上限を定めるなど、所要の措置を講ずるべき条例を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

1ページをごらんください。

第8条に第3項を追加するもので、第3項は、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、町の規則で定めるとしております。

条例の改正は以上のとおりで、規則への委任規定になりますが、規則で定める規定につきましては、人事院規則で定められた規定を準拠する予定でおります。時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限に関する1行を加えるものでございます。

その内容につきましては、原則としまして1カ月45時間、かつ1年に360時間とし、他律的な業務に関しましては、1カ月に100時間、かつ1年に720時間等を規定することを予定しております。

議案書の24ページに戻りますが、この条例の施行は、附則にて平成31年4月1日としております。

以上で議第13号の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、町で定める規則というのは人事院規則で定められたものというふうに言われたけれども、それがどういう内容なのかということ、もう一度ちょっと説明していただけないか。

○議長（田中政治君）

総務課長 田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

原則としてということになります。先ほども申しましたとおり、上限の時間が1カ月に45時間、かつ1年に360時間とし、他律的な業務、これは業務量ですとか業務の実施時期、その他業務を遂行するに關しましてみずから決定することが困難な業務という内容でございますが、この場合におきましては、1カ月に100時間、かつ1年に720時間を限度とするという規定を設ける予定であります。以上でございます。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第13号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第13号 輪之内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

日程第19、議第14号 輪之内町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、引き続いて説明をさせていただきます。

議案書の25ページになります。

議第14号 輪之内町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成31年3月4日提出、輪之内町長でございます。

26ページが一部を改正する条例でございます。

今回の条例改正は、こちら町長の提案説明でありましたとおり、学校教育法等の一部を改正する法律の改正に伴いまして、この条文中で学校教育法を引用する箇所がございます。そちらを改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきましては、新旧対照表にて説明をさせていただきますので、2ページをごらんください。

第4条第2号の下線部分、現行「第104条第4項第2号」が学校教育法等の一部を改正する法律によりまして、この項が「第104条第7項第2号」に項ずれをしたものでございます。そちらを改正するものでございます。

この条例の施行につきましては、附則にて平成31年4月1日からとしております。

以上で議第14号の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第14号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第14号 輪之内町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

日程第20、議第15号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、説明をさせていただきます。

議案書の27ページになります。

議第15号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成31年3月4日提出、輪之内町長でございます。

こちらも28ページが一部を改正する条例になります。

今回のこの条例の改正は、昨年12月の平成30年第4回定例会で可決をいただきました輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例並びに輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様に、平成30年の人事院勧告による職員の給与改定にあわせて常勤の特別職職員の期末手当の支給月数を4.4月分から4.45月分へ0.05月分引き上げるものでございます。

それでは、新旧対照表にて説明をさせていただきますので、3ページをごらんください。

改正条例につきましては、まず1条の関係でございます。期末手当、第5条第2項の下線部分で支給月数を0.05カ月分引き上げ、「100分の227.5」から「100分の232.5」に改正するもので、附則にて、この1条の規定は、平成30年4月1日から適用するものとしております。

次に4ページになりますが、改正条例の第2条関係でございます。第5条第2項の下線部分、今回の支給月数の引き上げにあわせて6月と12月の支給月数を同じ100分の222.5に改正するもので、附則にて、この2条関係につきましては、平成31年4月1日から施行するものとしております。

議案書、28ページに戻りますが、この条例につきましては、公布の日から施行するとしております。

以上で議第15号の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから議第15号についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議第15号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。
したがって、議第15号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

○議長(田中政治君)

日程第21、議第16号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
危機管理課長から議案説明を求めます。
田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長(田中久晴君)

それでは、引き続き説明をさせていただきます。
議案書の29ページになります。
議第16号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成31年3月4日提出、輪之内町長でございます。
今回の条例改正は、こちら町長の提案説明にありましてございまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、その中で災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正があり、同法によりまして年3%と定められていた災害援助資金の貸付利率が年3%以内で条例で定める利率と改正されたこと、また同じく同法律の施行令の一部を改正する政令によりまして、この条例にて同法律施行令を引用する条項等の整合性を図るため、所要の措置を講ずるべく改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきましては、新旧対照表にて説明をさせていただきますので、5ページをお開きください。

第14条第1項を追加しております。保証人を立てることができるとしております。

第2項では、貸付利率を年3%以内で町長が別に定めるものとしております。

第3項は、保証人の責務を規定するものでございます。

それから、第15条第1項では、償還方法に月賦償還を追加しております。

第3項では、施行令の改正に伴いまして、保証人の規定ぶりと条番号を整備するものでございます。

議案書に戻りますが、附則にて、この条例改正は、平成31年4月1日から施行するとしております。

以上で議第16号の説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第16号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第16号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

日程第22、議第17号 町道路線の認定についてを議題といたします。

建設課長から議案説明を求めます。

近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

それでは、お手元に配付の議案書、31ページをお開きください。

議第17号 町道路線の認定について。道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、町道路線を次のように認定する。平成31年3月4日提出、輪之内町長でございます。

続きまして、32ページ、33ページでございますが、32ページにつきましては、今回認定の承認をいただく路線でございます。33ページは、その路線の位置図を輪之内町管内図に落としてございます。

32ページのほうでございますが、整理番号1でございますが、町道13851線、起点は輪之内町四郷新開304番の1地先から四郷新開301番の6地先までとなっております。これは、輪之内のビグの西の民間造成によります分譲地のできた敷地内にかかわる道路でございます。29年9月に造成者から寄附をいただいて、町道として管理をしようとするものでございます。

それから、整理番号2番、3番については、松内地内に31年度から整備していこうとする路線でございますが、町道33852線と町道33853線でございます。2番目は揖斐川の松内地内の堤防治いに当たりますが、起点は松内出口520番地先から松内菱池704番の1地先まででございます。

それから、県道と堤防道路を結ぶ路線といたしまして、起点が松内出口521番の1地先から松内蒲原970番の1地先までという路線でございます。

以上、3路線の道路でございますが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

それぞれの道路の形状といいますか、アスファルト舗装なのか、簡易舗装なのかとか、あるいは幅員と長さ、それぞれの幅がどれだけで長さがどれだけかということをお教えしてもらいたいと思います。

○議長（田中政治君）

建設課長 近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

ちょっと延長の細かいところは、まだでき上がっていない道路もある関係上、確定し

ておりませんのでわかりませんが、幅員の計画も含めたものについてお答えをさせていただきます。

まず、四郷地内の分譲地の道路の幅員でございますが、6メートルの幅員でございます。

それから、松内地内の2路線につきましては、7メートルの車道幅員で現在計画をさせていただいておるところでございます。これにつきましては、現地、道路等ができ上がりましたら、再度認定の変更等をかけ直す予定をしております。以上です。

○9番（森島正司君）

延長。

○建設課長（近藤豊和君）

済みません、ちょっと延長はまだ確定しておりませんので。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これは、ビッグのほうは完成したものをこういう譲渡を受けるということじゃないんですか。であれば、長さもわかっておると思うんですけども、どうなんですか。

○議長（田中政治君）

建設課長 近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

済みません、少しお時間をいただいてよろしいですか。

○議長（田中政治君）

暫時休憩します。

（午後1時50分 休憩）

（午後1時52分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長 近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

済みません、大変お待たせしまして、四郷地内の延長につきましては76.3メートルでございます。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

3番の現地は、これは水路じゃないですか、道路、3番の現地。

○議長（田中政治君）

建設課長 近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

現地につきましては、現在、水路上に計画をいたしております。その水路につきましては、両側につけかえる予定をしておるところでございます。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第17号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第17号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

○議長（田中政治君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案につきましては、輪之内町議会会議規則第46条第1項の規定によって、3月14日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第2号から議第12号までについては、3月14日までに審査を終了する

よう期限をつけることに決定いたしました。各常任委員長は、3月15日に委員長報告をお願いいたします。

○議長（田中政治君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

定例会最終日は午前9時までに御参集を願います。

本日は大変御苦勞さまでございました。

（午後1時54分 散会）

平成31年 3 月 4 日開会 第 1 回定例輪之内町議会

第 2 号会議録 第12日目

平成31年 3 月15日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議第2号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）

議第3号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第4号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第5号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）

議第6号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議第7号 平成31年度輪之内町一般会計予算

議第8号 平成31年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算

議第9号 平成31年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算

議第10号 平成31年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算

議第11号 平成31年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議第12号 平成31年度輪之内町水道事業会計予算

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成31年第1回定例町議会付託事件）

日程第4 選第1号 輪之内町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4までの各事件

○出席議員（7名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
4番	高橋愛子	5番	小寺強
6番	田中政治	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○欠員（2名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 経営戦略課長	荒川浩	調整監 (産業・建設)兼 産業課長	中島智
会計管理者兼 総務課長兼 危機管理課長	田中久晴	建設課長	近藤豊和
教育課長	中島良重	住民課長	野村みどり
税務課長兼 会計室長	伊藤早苗	土地改良課長	田内満昭
福祉課長	菱田靖雄		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開議)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は7名です。全員出席でありますので、平成31年第1回定例輪之内町議会第12日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第2号、議第6号、議第7号、議第11号及び議第12号についての審査報告がありました。

次に、文教厚生常任委員長から、議第2号から議第5号まで、議第7号から議第10号までについての審査報告がありました。

また、輪之内体育センター大規模改修工事特別委員会委員長から審査報告がありました。

これより、輪之内体育センター大規模改修工事特別委員会委員長に審査の報告を求めます。

輪之内体育センター大規模改修工事特別委員会委員長 小寺強君。

○輪之内体育センター大規模改修工事特別委員長（小寺 強君）

輪之内体育センター大規模改修工事特別委員会委員長報告を行います。

平成30年6月7日開会の第2回定例輪之内町議会において当委員会に調査・研究を付託されました案件について、7月18日を初めとし、9月14日、12月14日、2月22日の計4回にわたり協議会室において、全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者、調整監及び関係課長、担当者出席のもとに審査及び現地視察をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

初めに、教育課から工事進捗状況の説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、屋内消火栓の設置は必要であるかに対し、消防法により設置が義務づけられているとのことでした。

従前の配置のほうが男女が別々になっていてよいのではないかに対し、更衣室で着がえてすぐにアリーナに出られるように、更衣室を男女とも西側に配置したこと及び和式便器を洋式便器に変更するため、トイレの面積が大きくなることなどから配置を変更しているとのことでした。

屋根の仕上げはどうなるのかに対し、既存の鋼板の上にアルミ粉体塗装を行うとのことでした。

内部壁の仕上げはどうなるのかに対し、既存の壁に厚さ4ミリの合板を張り、塗装するとのことでした。

体育センターも災害時の避難所に指定されているが、災害備蓄品を置くようにしてはどうかに対し、ステージの下の引き出し収納部分に備蓄品を入れることは可能であるので、危機管理課と調整し、避難生活用品や資機材等を備蓄するとのことでした。

2月22日午後1時より、第4回目の現地視察をしました。

その結果、おおむね完成しており、問題も見当たらず、工期内をもって完成する見込みでありましたので、輪之内体育センター大規模改修工事特別委員会を終結いたしました。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

本日の報告によって輪之内体育センター大規模改修工事特別委員会を終結いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

輪之内町議会会議規則第55条の規定により、質問は3回までといたします。

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

ゴールデンウイーク10連休の対応について。

今年のゴールデンウイークは、4月30日の天皇陛下の譲位に伴い、皇太子様が即位され、改元される5月1日を今年限り祝日とする法案が成立し、祝日に挟まれた日を国民の休日とする祝日法により、4月27日の土曜日から5月6日の振りかえ休日までの10連休となります。異例の長期休暇に歓迎する声上がる一方、ある調査によりますと、うれしくないと思う人も半数程度あり、暦どおり休める人は、約3割という結果も出ております。この10連休に行政機関、保育施設や医療機関などの休業、新年度を迎えた直後の生徒の心身への影響、交通機関の大混雑、宿泊施設の不足、連休中に仕事が多忙にな

る人の長時間労働、時給制・日給制で働く人の収入減など、国民生活への多くの影響が懸念されております。

政府は、国民生活に影響を与える事態を避けるため、2月25日、対処方針を発表し、各府省庁は、この対処方針を基本として順次更新し、10連休対応に万全を期すとしております。対処方針によりますと、保育を確保するため、10連休に限って国が補助を加算する制度を創設するほか、ニーズの把握、受け入れ数拡充、住民への情報提供を各自治体に要請する。医療機関では、救急対応や外来患者の受け入れなど、必要な体制がとられていることを都道府県を通じて住民に周知する。電気・ガス・水道などのライフラインの安定供給に支障が生じないように、関係事業者に依頼をする。金融機関では、連休前後の平日に集中する事務を円滑に処理するための人員確保を各機関に要請する。小・中・高校の授業時間数の確保が困難な場合は、夏休みなど長期休暇の一部を授業日に振りかえることで対応する。一般家庭ごみは各自治体の判断で収集されているが、10連休でも適切な対応がとられるよう状況把握や周知を行うなどあります。

しかし、この政府の対処方針は、自治体や関係機関への要請が基本になっているため、ほぼ丸投げ状態であり、自治体や関係機関の工夫や判断が問われることになりそうです。

そこで、質問いたします。

ゴールデンウィーク10連休に向けて、本町における役場各窓口、町施設運営業務、ごみ収集などの行政サービス、こども園の休日保育、小・中学校の授業時間数の確保、緊急事態発生時の職員参集体制等々、対応策を準備されているのでしょうか。

中でもこども園の休みは、3連休でも大騒ぎになるのに、休めない働く親にとっては、まさに10連苦となり、大問題であります。例年であれば、平日である4月30日から5月2日は開園するとかの対処が必要ではないでしょうか。

また、対応策を早目に住民に対して十分な周知を図る必要があると考えます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

上野賢二議員からゴールデンウィーク10連休の対応についてということでお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

議員御指摘のように、この10連休については、いわゆる働き方改革の一環で歓迎するという声上がる一方で、国民生活に対して多くの影響が及ぶのではないかと危惧されておるところでございます。

質問の中で具体の事項について触れられておりますので、当町での準備を含めた、その対応について順次お答えをいたしたいと思っております。

まず、一番懸念されております、こども園の休日保育対応についてお答えをいたします。

これは言わずもがなであります、こども園では、保護者の就労と子育ての両立支援を目的として、児童に対して教育・保育サービスを提供しているところでございます。

ゴールデンウィーク10連休中も飲食店や大規模小売店、その他サービス業などは、通常時と同じように営業されております。従業員としてそこに携わる保護者の方々も、少なからずいらっしゃることだと思います。

したがって、保育ニーズはあるという認識のもと、保護者のニーズに少しでもお応えするべく、10連休初日の4月27日土曜日でございますけれども、通常どおり土曜日保育を行い、加えて、追加休日となった4月30日火曜日と5月2日木曜日についても、保育を行うことを予定しております。

なお、保護者への周知については、4月に入りましたら、手紙等によって保護者に御案内をし、希望調査を行ってまいりる予定としております。

次に、教育関連であります、小・中学校の授業時間数については、この10連休を見込んで授業計画が策定されております。授業時間数としては確保できている状況であります。

また、緊急事態発生時の連絡体制については、これは夏季休暇中や年末年始の学校閉庁日の対応と同様の連絡体制を整えております。

次に、留守家庭児童教室については、条例の施行規則によって国民の祝日に当たる日は休業の日と定められていることから、学校休業日は開室しない予定となっております。

次に、各種施設の予定ですが、町立図書館の利用については、4月30日火曜日、5月7日火曜日に、規定のとおり、祝日の翌日のため閉館日とする以外は通常どおり開館をいたします。

体育諸施設の利用については、休日前に予約をとっていただければ利用は可能であります。

次に、役場の窓口の対応ですが、あえて特別に窓口をあける予定はなく、通常の休日対応と同じく、宿日直者による対応を考えております。

また、事案により宿日直者では対応できないときには、その事案の担当所管課に連絡をとり、速やかに対応できるように徹底をしております。

また、ごみの収集業務については、通常の収集曜日と同じく、4月29日月曜日、5月3日金曜日、5月6日月曜日の振りかえとして5月7日火曜日に可燃ごみの収集業務を行います。

その他、各医療機関の開設状況については、年末年始の例に倣い、広報紙などで周知をしております。

最後に、緊急事態発生時の職員参集体制は、既にこれは参集基準が定められておると

ころであり、その基準により、職員が休日・夜間にかかわらず参集することとなっております。

毎年4月の定期異動後に、地域防災計画で定められた各部での防災体制に対する打ち合わせをしており、今回も10連休中の対応を含めて確認、徹底を図ってまいります。

なお、消防団におきましても、同様に緊急事態発生時の招集体制が整えられております。10連休前の消防団定例役員会において、いま一度招集体制に対する確認を改めて実施する予定であると聞いております。

なお、これらの準備を含めた対応については、広報紙、町ホームページ、ケーブルテレビの12チャンネルなどの広報媒体を通じて町民の皆様にお知らせをさせていただきます。

以上で、上野賢二議員への答弁とさせていただきます。

(1番議員挙手)

○議長（田中政治君）

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

御答弁ありがとうございました。

今、お話を伺っていますと、あらゆる方面において対策をとっておるということでございますので、これ以上私が言うことはございませんが、一番心配しておりましたことも園、これも4月27日土曜日、それから30日、5月2日、これは土曜保育対応をしていただけということでございますので、保護者も一安心かなあというふうに思います。

いろんな周知業務についても、現在町で行われている媒体を通じて周知をしていくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問の中でも申し上げましたが、各自治体の工夫とか判断とかということで、これはまた学校関係なんかは県の職員ということでなかなか難しい面があろうかと思ひますが、庁内で人員配置ができるような部署については方針を打ち出すということは、これは絶好の輪之内町のアピールにもなるということだろうと思ひますので、2日は休みなんですけど、輪之内はやりますよというふうな、こういう部分があれば、また輪之内を外へ向かって、いい絶好のアピール等が、一案ではないかなというふうに思っておりましたので、いただいた中では、これとって特別外に向かってアピールできることは余りないのかなというふうな感じはしますが、いずれにしましても、町民目線で、今後もこういった事案が出てくれば対応していただきたいというふうにお願ひをしたいと思ひます。

以上で終わります。よろしくお願ひします。

○議長（田中政治君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

平成よさようなら、住民投票条例を。

平成31年（西暦2019年）最後の3月議会で発言の機会を得て質問いたします。

木野町政は、12年の長きにわたり無難に過ぎようとしております。以前、5期も務めている人もいと自信たっぷりに答えられていたことがありました。

私は、歴代町長念願の薩摩洗堰史跡公園計画を潰したと、後世に名を残す迷町長になると悪態をつき、遺憾であるところでございます、町長には。

その後、木野町政施策を検証してみますと、よい面も見つかってきました。後の質問でも出てきますが、1つはほ場整備の全体計画の進め方であり、全体計画を早期に完成させて、後世に名町長と語り継がれるのかの境目であります。

福東大橋渋滞緩和策の公約は、一朝一夕にできないことは、私は百も承知しておりますが、早期に解決と公約に掲げられてありましたので質問を重ねていた次第であります。

昨年12月に次期町長選出馬を表明されましたが、今議会での概要では、総花的で、いま一つぴんとくるものがありません。もっと具体的に、主になる政策の内容を町民にお示しください。

輪之内町では、新元号の5月に新元号初の自治体（町）選挙区になる可能性があります。新聞各社の報道では、輪之内町長選挙は無投票になるのではと報道されており、木野町政も長く続く可能性があります。

選択肢のない無投票の選挙になると、信任には違いありませんが、反対町民の意思表示割合が結果にあらわれません。住民意思のあかしとして、支持、不支持、どちらでもなしの沖縄県民方式の3択の結果の出る輪之内町住民投票を行い、民意を諮ることのシステムを取り入れ、条例の改正を創設してはどうか。

7月には参議院選挙もあり、あわせて投票を実施すれば経費も全くかかりません。全国的に無投票で選ばれる首長が多い中、問題提起も含めての質問であります。

次に、四郷南部ほ場整備の進行についてほか。

以前、30年9月議会で四郷南部ほ場整備計画に、小学校の統合について、将来を見越して文教ゾーンを設けるようにと提案いたしました。町長の答弁はノーでありました。私は、今でも将来を見据えて文教ゾーンを設けるべきだと考えています。いま一度御答弁ください。

本戸に基盤整備完成後の記念碑がありますが、本戸の記念碑には、表面に墨痕鮮やかな文字で木野隆之町長、おまけに朱印入りで建立されております。平成16年から仕事を始めた政策であり、町長が1割で、残り9割が職員の献身的な働きで完成に至ったのであります。町長の謙虚さ、配慮が少し足りないのではと思います。秋の文化祭に、掛け軸、書画等で出品していただきませんか。

記念誌の発刊を。

平成16年から17年発行の町制50周年記念誌「郷土の輝く先人」の資料を開いて気づき

ましたが、誤字、脱字、40カ所がありまして、余りにも多く、町が発刊した資料としては恥ずかしい限りであります。

今議会初日に教育長の選任（再任）案件が出され、輪之内町の教職畑で半生を勤められた箕浦教育長を全員一致で承認、再任されました。

新元号を迎えるに当たり、平成年分を加えた記念冊子の再版計画をしていただきたいものであります。

地元で活躍した政治家も数人の記載があり、ぜひともそこに木野町長業績の掲載を期待するものであります。北のほう出の職員が多数在籍しておられるので、点検作業を密にして、平成の町勢の変革、歴史を冊子として、いま一度発行してはどうかと提案いたします。

次に、教育長の方針。

中学校教育で防災士の養成が進められ、中学生の若さで地域に溶け込み、地域の清掃、ボランティア活動等に積極的に参加し、学童（小学生）のよき先輩としての活動もあり、輪之内中学生の行動は、町民に至って好評であります。

自動体外式除細動器、いわゆるAEDが各箇所に設置されるようになり、扱い方の講習も時々各行事で行われるようになりましたが、町内は水場も多く、危険な地帯もあります。交通事故に遭遇する機会もあり、水難救助、人工呼吸の方法、AEDの扱い方等をマスターした生徒に、救急救命士とまではいかないまでも、町（学校）独自の資格として中学生に与え、検定教育を取り入れてはどうか。教育長の方針と決意表明をお聞かせください。

次に、輪中回廊街道づくり。

1982年に杉本苑子作で発表された「孤愁の岸」が、当時、テレビドラマで放映されました。当時はテレビのある家庭は数少なく、近所の家に大勢集まり、視聴させてもらいました。そのときの感動が、私が今の政治に参加した原点であります。

時の権力者の徳川幕府は、薩摩藩の力を弱めるために無理難題を押しつけ、何のゆかりもない遠く離れた美濃の地に来て、水害に苦しむ多くの人々のために身を殺して、この地帯で河川改修を無理やりやらされた。しかし、苦難苦渋に耐え忍びながら、他人の難儀を救うのに、自己の犠牲を顧みないという崇高な精神に係る事業をなし遂げたのであります。それが薩摩藩士、薩摩義士であります。

28年3月議会で輪中街道づくりの私の質問で当時の町長答弁は、町の発信源となり得るものと受けとめているとのお答えでありましたが、実施は難しいとのお答えでありました。

今回、あえて私の考えている案を提案いたします。

隣町のお千代保稲荷には、年間200万人の観光客が訪れていると言われておりますが、お千代保稲荷のキャッチフレーズは、油揚げを買い、供え、お参りをし、商売繁盛を願

うものであります。その客足を捉え、輪之内町に導く手だてをみんなで考えようではありませんか。

そこで、私の案は、前記の輪中街道づくりから輪中回廊街道づくり案であります。輪之内町は、御存じのとおり、全国でも特異性のある周囲を堤防で囲まれた輪中地帯であり、南に産業課の努力で日本一と認定となった乙姫像伝説もあり、北には中将姫伝説、東に楡俣北部基盤整備中の地域に、養母に孝養を尽くしたみつの物語や、数々の民話や伝説があります。

県道30号線や219号線沿いには、薩摩義士伝や、日本一の生産量を誇るけんがい菊、学校の遠足で立ち寄る人気の記念館、丸毛兼利伝説や、輪之内町で開発した徳川将軍家御膳米、大輪、鶺鴒舟、好評の御膳米黒豆ごはん等の試飲、試食、朝市の常設等の会場づくりや、お土産等の買い物ができる場所づくりの戦略を立て、これらを生かした物語をつくり、通過客を誘引する企画を立てるべきであります。

輪中堤を一周すると、通過だけでもするとよいことが起きるといふドラマをつくるべきであり、例えば西回りは健康、東回りは長寿、中央は金運と、おのおの名づけ、町内通過中でもバスガイドに案内説明を入れてもらえるように関係機関にアタックすべきであります。手前みそになりますが、途中「輪中の泉」の水を飲み、輪中を一周、通過すると、心が洗われ、身が清められ、心身が落ちつき、長寿で健康との物語をつくるのであります。

先般、安八百梅園が開園から21年目になると主催者から挨拶がありました。輪之内町も、一、二カ月、長期間イベントの打てるシステムを考案すべきであり、乙姫像のごとく広く全国に発信して、妙案を探るべきであり、観光課を設置してはどうか。

次に、3月になりどこの区でも総会が開かれておりますが、今回、各家庭に、防災備品用の食材が各戸に大量にばらまかれているとやゆされております。各戸当たりの配分は、当時の購入価格は幾らだったか。

処分するのに私自身は異存ありませんが、選挙2カ月前の事前運動に当たり違反になるのでは、選挙が済んでから配布するでよかったのではと考えます。お答えください。以上であります。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

古田東一議員からは6点の御質問をいただきました。順次お答えをいたします。

まず、1点目の平成よさようなら、住民投票条例をとというお尋ねでございます。

まず、住民投票条例そのものにつきましては、もう既に施行されております、まちづくり基本条例の第8章に規定を設けておるところでございます。

その内容としては、同条例の第19条で、町長は、町民の生活に影響を及ぼす重要な施

策の決定及び変更について、広く町民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、住民投票を実施することができる。

また、同条第2項では、住民投票を実施する場合において町長は、住民投票の目的を事前に明らかにし、その投票結果を尊重しなければならない。

また、同条第3項では、住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、それぞれの案件に応じ別に条例で定めなければならないと規定をしております。

つまり、住民投票を実施する場合においては、住民投票の目的を事前に明らかにし、住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、それぞれの案件に応じ、別に条例で定めなければならないとしております。

これは、単に機械的に住民投票条例の仕組みを制定すれば、恣意的に利用されかねないことを懸念したもので、本町では、真に住民の真意を問うべき案件についてのみ、別に条例で定めて実施する仕組みとしております。

議員御提案の町長選挙が無投票であった場合の住民投票の実施については、その意図されている内容について案件として取り上げることは、同条例の趣旨からすると、ちょっと違和感を覚えるのかなというところがございます。

と申しますのは、今回予定されております町長選挙については、選挙戦になるのか無投票になるのかを含めて住民の皆様方の真意を問う機会と捉えておりますので、議員御提案の、もし無投票に終わった場合のその後の住民投票の実施については考えておりません。

次に、2点目の四郷南部ほ場整備の進行についてほかにお答えをいたしたいと思えます。

四郷南部地区のほ場整備計画につきましては、地元の要望を受けまして、平成31年4月の地元推進協議会設立に向けて準備を進めているところであります。

この計画に、小学校の統合等、将来を見据えて文教ゾーンを設けるべきだとの議員の御提案につきまして、これは昨年9月の最近の一般質問でも御答弁申し上げておるとおり、現時点では、目的を文教施設に絞っての用地取得というのは考えておりません。

また、ほ場整備地内に非農用地を設けるためには、これも御案内のとおりでございますけれども、輪之内町農業振興地域整備計画、輪之内町都市計画マスタープランとの整合性を図っていく必要がございます。

よって、長期的な視点で、町の将来像を展望した上で地域住民の意向や関係機関等での議論を深めて、ほ場整備による優良農地の確保と有効な土地利用をあわせ図る方針でございます。御理解をいただきたいと思えます。

なお、本戸地区の整地碑につきましては、これは平成22年度の県営ほ場整備事業完了に伴って、県においてつくられたものでありますけれども、これは経過を申しますと、地元土地改良組合より刻字を依頼され、事業に携わってこられた方々への敬意と感謝の

気持ちを込めて快くお引き受けしたものであるということでございます。

次に、3点目の記念誌の発行をについてお答えをいたします。

これまで町では、輪之内町史を昭和56年5月に発行、平成8年3月には町制40周年記念事業として、青少年にわかりやすく読みやすい町史「開けゆく輪之内」、平成16年、17年には町制50周年の記念事業として「郷土の輝く先人」上・下巻、「わのうち百景」等を発行してまいりました。

古田議員が読まれた記念誌の「郷土の輝く先人」には、50名の先人たちの功績が紹介をされております。町内のみならず、町外に雄飛され、いろんな分野でふるさとの発展や復興に貢献された人、また町外に出向き、その地域のひとと心を開き、力を発揮し、地域の発展に尽くし、ふるさとの名声を高められた人たちであります。

これまで節目になる年に発行してきた記念誌等は、私たちの祖先がいかにして村を開き、住みやすい土地にするか、そのためにどのような努力を続けてきたのか、大昔から現代までの歩み、歴史、生活・文化等をわかりやすく書かれております。また、ふるさとの民話や写真集等も大切な資料として活用されております。

ちなみに、町制60周年の記念式典では、町の歩みを歴代町長の功績とともに映像という形で紹介をさせていただきました。

現在、進行中である輪之内町歴史・伝統文化アーカイブス事業は、町の歴史、文化財、伝統文化等を保存継承し、地域資源として活用し、公開できるように進めております。

また、教育委員会では、ふるさと教育に力を入れております。

自分たちの暮らす地域にどのような歴史があり、どのような先人がいたのか、また現在、どのような人がいるのか、郷土の歴史を学ぶことが大切であります。

地域のつながりが薄まりつつある中、郷土の伝統や文化に対する関心や理解を深め、それを尊重し、継続・発展させ、受け継ぐ人づくりが今後の課題であります。

今後も、ふるさと輪之内の歴史、伝統文化を継承しつつ、これからの輪之内を考える礎となる歴史資料のホームページでの公開をしてみたいと考えております。

御提案のありました記念誌等の発行につきましては、その掲載内容の吟味とともに、発行時期等についても検討してまいります。

次に、4点目の教育長の方針については、後ほど教育長のほうから答弁をさせます。

次に、5点目の輪中回廊街道づくりについてお答えをいたします。

輪之内町の現状を見ますと、誰が考えても有名で確実に立ち寄ってくれるような観光地や施設はございませんが、輪中堤を初めとした観光資源となり得る魅力あるさまざまな場所や特産品は、たくさんございます。

これらの潜在する観光資源を活用し、当町へおいでいただくためには、輪之内町を目的に来ていただくだけではなくて、近隣市町の観光地や施設等にお越しになった観光客を誘引する、言ってみれば広域的観光施策を実施していくことが必要不可欠であろうと

考えております。

例えば、来年度は試験的に「輪中わくわくウォーキング」を開催する予定で、桜の季節に海津市のお千代保稲荷神社や大樽川沿いの輪中堤を歩くコース、アジサイの季節に本戸輪中堤のあじさいロードから安八町の一部を歩くコースを計画しております。

今後も、近隣市町とも協力し、西美濃地域全体を俯瞰しつつ、輪之内町への誘客を図るべく取り組んでまいります。

議員からは、長期間のイベントでありますとか、観光課の設置についての御提案をいただきました。まずは、今ある資源をさまざまなツールを活用して全国に向けて発信するために、できることから進めてまいると同時に、単発的なイベントに終始することなく、地域振興のために打ち出した各種の施策を有機的に関連づけをしながら展開していくことが必要だと考えております。

最後に、防災備蓄品の配布に関する御質問にお答えいたします。

各世帯に配布しました備蓄用食料品は、アルファ米、乾パン、ビスケットの3種類で、今回の配布、これは廃棄予定をしておる数でございますが、各6,000食ずつの1万8,000食であります。これを約3,300世帯に配布できるよう調整しましたので、1世帯当たり計5食、もちろんその種類とか数量は異なるわけではありますが、1世帯当たり計5食の配布となります。

なお、若干の残数については、3月30日に開催される予定の千本桜まつりでも配布をすることとしております。

また、購入当時のそれぞれの税抜き価格でございますが、1食当たりアルファ米が290円、乾パンが140円、ビスケットが140円であり、合計、税込み金額369万3,600円ということになっております。

その配布時期につきましては、昨年度までは町民運動会で配布しておりましたけれども、運動会に参加される方だけではなく、区民の参加がより多く見込まれる総会での配布が望ましいとの御意見をいただきました。そのため、30年度分については、各地区等の総会での配布に変えさせていただいたところであります。

非常事態に備え、自助の観点から、各家庭において平時より3日分の食料等を備蓄していただきたいと防災訓練の場でも呼びかけております。備蓄用食料品を配布しているのは、一人でも多くの方がそういった防災意識を持ってもらうためであり、かつ賞味期限前を勘案しつつ、備蓄品を有効に利用するためのものでもあります。

なお、選挙運動との関係について、公選法第199条の2、公職の候補者等の寄附の禁止に関する事項を御心配いただいたのではないかとと思いますが、これは全く抵触するものでありません。

以上で、古田東一議員への答弁とさせていただきます。

○議長（田中政治君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

古田東一議員から教育長の方針の御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

東日本大震災は、3月11日、発生から8年が経過しました。警察庁のまとめでは、岩手、宮城、福島の3県を中心に、死者は1万5,897人、行方不明者は2,533人に上るとされております。発生当日の11日は、午後2時46分に合わせて全国各地で追悼行事が行われました。

災害は、思いも寄らないところで、思いもしない形で突然発生します。この震災以降、地域の防災力ということが声高に言われるようになりました。

地域の防災力向上のためには、一人一人が防災のことを考え、安全を確保しなければなりません。その実現のためには、防災について十分な意識と一定の知識・技能を身につけた者が中心となって、地域社会や職場など全体で力を合わせて対策を講じることが必要であります。

このことから、平成30年度から、中学2年生全員を対象としまして防災士養成講座を開催してきました。この講座は、防災教育の一環として行っております。学習目的は、自助・共助・協働の基本を学ぶこと、予想される南海トラフ地震等にも備え、災害に対する基本知識を学ぶこと、災害発生どきに避難・救護・支援活動に当たれるようにすることです。中学生であることから、まず自分の命は自分で守る、そして家族、近所の人たちを守ることが、まず大切なことです。

防災士養成講座は、全部で31講座あり、受講する日数は、11日間です。学習内容は、地震の仕組みと被害とか、ハザードマップの見方とか、避難所運営と仮設住宅の暮らし、災害図上訓練、これは演習ですが、また救急救命講習、これもあります。講座の最後に防災士試験があり、合格者には、日本防災士機構から認定証が発行されます。

古田東一議員がおっしゃる、救急救命士までも言わないが町独自の検定を取り入れたらどうかという御意見についてですが、この講座の最後に認定試験があります。これが検定試験に相当するものと考えております。

災害は、忘れたころにやってくると言われます。私たちは、防災にかかわる知識や技能を学んでおくことで災害に対する意識が高まり、災害が発生したときにも、いろいろ学んだ知識などがきつと役に立ちます。来年度以降も中学2年生の皆さんに防災士養成講座を受講する機会を設定し、防災士の養成を図りたいと考えております。

以上、古田東一議員の質問の答弁とさせていただきます。

（2番議員挙手）

○議長（田中政治君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

ただいま教育長の答弁は、防災士の養成の中に水難救助とか、人工呼吸の方法とか、AEDの扱い方等も入っておるといことですね。

それと、今度は町長のほうであります。

百梅園に木野隆之町長名で梅の寄贈刻がありました。根元に木くずがまいてありました。最近のお手植えかどうか、自費か公費だったか、お答えください。以上です。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

百梅園の梅ですね、これは費用を伴うものではございません。

（2番議員挙手）

○議長（田中政治君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

教育長の答弁をいただいております。

○議長（田中政治君）

教育長さんへは質問になっていなかったもので、今、指名しませんでした。内容を、なら再度お願いします。

○2番（古田東一君）

水難救助や人工呼吸の方法とか、AEDの扱い方等も防災士の養成講座の中に入っているのかという質問をした。

○議長（田中政治君）

はい、わかりました。

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

今の御質問ですけれども、入っております。

よろしかったですか。

○2番（古田東一君）

はい、いいです。

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

続いて、お伺いいたします。

12月議会で町長は、次期町長選に実質的に出馬表明されました。町長は、これまで3期12年間で子供の医療費の公費負担の拡大、あるいは小・中学校の教室へのエアコン設

置など、さまざまな成果を上げてこられたとっております。しかし、この間、全く進展していないこともあります。その中で、次の課題で今後どのようにしていかれるのか、お伺いしたいと思います。

まず、福東用水導入時期の繰り上げについてであります。

福東用水導入時期の繰り上げについては、これまでたびたび提案してきました。これに対し町長は、平成22年6月での答弁で、国土交通省に対し数回にわたって要望したが協議が調わなかったとしながら、再度県並びに国交省に対し、取水時期の繰り上げを要望していきたいと答弁され、用水導入時期繰り上げの必要性を認めておられました。

また、平成26年6月の質問に対する答弁では、過去幾度となく要望してきたと言われました。しかし、事態は全く進展しておりません。

その後の答弁では、導入時期を早めることに対するハードルの高さを強調されるのみで、用水導入時期の繰り上げの意欲が感じられません。用水導入時期の繰り上げは諦められたのでしょうか。

また、取水期間の変更については、新たな水利権の取得となり、下流域の自治体や関係する漁協の承諾を得ることが非常に難しいと言われましたが、何が難しいのか。揖斐川の流水から、わずか毎秒3.5トンの流量が少なくなるとどういった影響が出るのでしょうか。

過去幾度となく要望してきたと言われましたが、どういう形式で、どこへ要望してこられたのでしょうか。

海津市や西濃水産組合に対し、正式に申し入れや協議は行われたのでしょうか。あるとすれば、それぞれどういう理由で承諾してもらえないのか、具体的にお答えください。海津市や西濃水産組合等、関係団体は何を考えているのか、その見解をお聞かせください。

これらの点について明らかにしていただき、その実現に向けて、今、何をしなければならぬのか、問題点や課題を明確にさせていただきたいと思っております。

なお、水利権については平成22年度末で切れており、それ以降は暫定期間として、同時期、同量の水利権を得ているということですが、いつまでこの暫定期間が続くのか、その法的根拠はどこにあるのでしょうか、明らかにしていただきたいと思っております。

次に、公共施設の合併浄化槽の下水道接続についてお伺いします。

公共施設の合併浄化槽の下水道接続についても何回かお聞きしてきましたが、ようやく30年度にプラネットプラザの浄化槽が下水道に接続されました。その結果、平成31年度予算において浄化槽の清掃や点検委託料は、平成29年度に比べ254万5,000円少なくなりました。一方で、下水道使用料は62万8,000円多くなり、下水道会計に貢献するものとなっております。しかし、まだまだ1,100万円以上もの浄化槽清掃、点検費用が計上されております。

平成29年12月議会での私の質問に対する答弁で、岐環協の大会での私の質問に対する玉川会長の発言について、町長はこれまでにない展開につながるのではないかと述べられ、これまでの岐環協と廃対協の間の長年の協議という事実を踏まえ、関係者と話し合いを含めて鋭意進めていきたいと答えられました。

その後、これらの協議はどのように行われたのか、そして残る公共施設の合併浄化槽の接続はどのように計画しておられるのか、その内容を報告していただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

森島正司議員から2点の御質問をいただきました。順次お答えをいたしたいと思えます。

まず、1点目の福東用水導入時期の繰り上げについてでございます。

まず、平成22年度末で切れている水利権が暫定的に継続している法的な根拠についてということですが、建設省、今の国土交通省編集の「水利権実務一問一答」という書籍がございますが、その中で許可期間の考え方について触れております。その実務一問一答で、「許可期間にはどのような意味があるのか」という設問に対して、水利使用の許可に際しては、一般的に10年間の許可期間を定めているが、これは水利権の効力を直接定めているものではなく、社会変動等に対応し、10年ごとに河川管理者が許可水利利用の見直しを行うもので、更新の申請をしていれば、期間を過ぎたとしても不許可の処分があるまでは効力は存在すると。加えて、河川管理者は、特別な事由のない限り、不許可にすることはできないと解されているところであります。

次に、毎秒3.5トンの量が揖斐川にどのような影響を及ぼすのかについては、過去の国との交渉内容の中で、5月の利水については、揖斐川の万石地点で毎秒30トンを確保できないために許可はできないと判断されておるようであります。

また、要望先につきましては、過去の答弁と同様になりますけれども、前提として福東用水の水利権は岐阜県が国土交通省より受けているものであることから、その関係上、県に対してお願いをし、国への更新内容の調整をしていただいておりますというのが手続上の実情でございます。

また、関係団体との承諾云々につきましては、そもそも取水可能であるとの結論に至っておりませんので、下流域の直接その団体にお話をする状況ではございません。

続きまして、2点目の公共施設の合併浄化槽の下水道接続についてお答えをいたします。

公共施設の合併浄化槽の下水道への接続がえにつきましては、廃棄物処理事業対策協議会、いわゆる廃対協の会長から、平成14年11月5日付で当該協議会加盟の県下市町村

に出されました「公共下水道等整備地区における普及促進指導について」に関する通知をめぐって岐環協との協議が調わず、輪之内町も含め下水道事業を実施している各市町村は、公共施設の合併浄化槽の下水道への接続がえについて大変苦慮してまいりました。

しかしながら、平成29年の岐環協の大会において、合併浄化槽の下水道への接続に関する質疑応答がございました。これは先ほど議員からお話のあったとおりでございますが、そういった質疑応答があつて以降、新たな局面を迎えることになったと、私どもはそう考えております。

輪之内町におきましては、平成30年度に当町の公共施設で最大規模のプラネットプラザの合併浄化槽を下水道に接続がえをいたしました。また、平成31年度の予算において、町民センターの合併浄化槽から下水道への接続がえについて予算化をしているところでございます。

なお、公共施設の合併浄化槽から下水道への接続がえの際には、今までの経緯を踏まえ、一応岐環協と話し合いの場を持ちながら進めてまいりましたが、避難所施設となっている公共施設の場合、過去の災害の経験から、下水道よりも復旧の早い合併浄化槽が有効であり、災害時を想定して合併浄化槽を残すべきではないかということが話し合いの論点となっております。このことにつきましては、岐阜県防災課長からも平成24年12月20日付文書、「防災対策に関する提言について」でその考え方が通知されているところでございます。

もとより、町の施策として公共下水道事業を推進しておりますから、避難所施設であっても下水道へ接続することは、私どもの立場からすれば当然のことです。

したがいまして、災害時における既存の合併浄化槽の活用を視野に入れた対策を講じつつ、今後とも、順次下水道に接続をしてまいります。

なお、合併浄化槽から下水道に接続がえをする場合には、その財源確保に努めながら計画的に実施をしてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、福東用水の導入時期についてでありますけれども、町長は最近の答弁を聞いておると、余り積極的ではないというふうに思っていたわけですが、その辺はどうか。難しい、難しいと言われるだけで、何が難しいのかということがなかなか言われなかった。今の御答弁の中で、具体的なそういうアプローチというか、そういうのが感じられなかったわけですが、その辺はどうかということ。

それから、今の答弁では、まだ関係団体と協議する段階ではないというふうな答弁だ

ったわけですが、以前の答弁では、そういう関係団体の業界に行くのは難しいからできないというふうな答弁だったわけですが、それが今の答弁では、まだそういう段階ではない。国・県からの許可が得られていないから、まだ海津市とか西濃水産組合と話し合う段階ではないというふうなことだったと思いますけれども、これは今までの答弁とは違うのではないかと。そのときに応じた、この答弁をしているのかというふうに疑わざるを得ないというふうに思います。

それと、過去に30トン以下になると許可ができないというふうな話がありましたけれども、これはいつごろの話なのか。私は何回も言っていますけれども、徳山ダムができて、従来のような渇水状況はなくなっているはずであります。だからこそ、今の30トンを超えるというケースは少ないわけですから、そういうことはクリアしているのではないかと、そのことを踏まえて交渉されているのかどうか。

どうもいつも答弁が、そのときの話の流れの中で答弁されているというようなことで、そのように感じるわけですが、この一貫性がないような気がします。そうじゃなくて、やはりきちんと必要性を感じておられるのなら、もっと積極的に理論立てて、国や県、あるいは今の下流のほうとの話し合いは、まだする段階ではないと言われますので、これは後の話になるかもしれませんけれども。

今、徳山ダムができて、もう渇水はなくなっているわけです、以前と比べたら。だから、その辺も十分条件はクリアされているのではないかと。本当にこれ、国や県がだめだと言ったのか。

それと、最近においては、いつ、国あるいは県に正式に申し込まれたのか。その日程と、それと国や県の回答、どういう回答をしていたのか、それに対してどのように考えているのか、こういうことを改めてお伺いしたいというふうに思います。

それから、合併槽の接続につきまして、岐環協の大会の質疑においてこの状況が変わってきたと、これは非常にいいことだというふうに思いますけれども、今後、予算の範囲内で接続していくというふうに答えられましたので、これは積極的に評価したいというふうに思います。災害時における合併槽の有効性というものは、これは私も以前からそこは主張しているところでもありますけれども、けれども、合併槽が有効でありながら、町民に対しては合併槽から公共下水道に接続するように指導している、その辺の矛盾をどのように考えられるのか。

災害時においては、避難場所だけでなく一般家庭においても合併槽は必要なんです。したがって、下水道の経済性から考えますと、加入者が多ければ、それだけゆとりが出ますけれども、そういう合併槽に反するといえますか、合併槽があるところにも下水道を設置している、そして加入を強制している、これはちょっと逆行しているんじゃないかというふうに思うわけです。

もともとこの公共下水道事業そのものが始まる前に裁判も行われて、公共下水道の不

利益というものも裁判で闘われたわけですがけれども、これは前町長のときの問題であつて、町長は、私は関係ないというふうな立場でおられますけれども、本来そういう性質のものである。それを強引に進めてきている、そこに根本的な問題があるわけですがけれども、やっている以上は町民の利益、最大の目的は、やっぱり町民の生活の利便性の向上ということですので、それと負担の軽減ということが課題になってきますので、必要以上に住民に対する強制ということは望ましくないというふうに思いますし、今の町の進めているやり方、公共施設などは、これは真っ先につなぐべきである。それをやっつてから、町民の方にもお願いするという立場でやっつていくべきではないかというふうに思うわけですがけれども、そういう反省の言葉も、もし聞かれたら聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

幾つかの再質問をいただきました。

まず、福東用水の導入の時期の繰り上げについて、余り積極的じゃないんじゃないかと。中での調整が具体的に進んでいない段階で、余り成果についてPRすることは、私は余り好ましいことだと思つておりませんので、水面下の調整というのを徹底してやっつていくことが大事なんだろうと、そんなふうには思つています。この辺が意見を異にするつとすれば、それは立場の違いとしか言いようがございませぬけれども。

まず、関係機関との調整の話、次々といろんな新しい課題を持ち出してきて、やる気がないんじゃないのというお話だったんですが、まず基本的には、やっぱり論点を明確にするという意味では、やはり論点となるべき部分についてはきちつと詰めていかなきゃいけない、これは当然の話でありますし、それと関係機関との間で調整するつとか何とか、いろいろ言つているんだけど、やっつていないんじゃないのという話なんです、これは何かの水利権の権利関係の調整をしようとするつとときに、一般論として何が課題になり、何が問題になつて、どこつとの調整を要するのつとかということについてお話をしておるわけがございませぬ。別に卵が先か鶏が先かの議論をしておるつつもりもございませぬ。そういう意味では、具体化した段階で、やっぱり対応すべき部分ときちつと対応していくということが大事なんだろうと思つております。

それから、万石地点での30トンの話につきましては、徳山ダムの前後でそれほど水量関係の調整に変化があつたとは聞いておりませぬ。そういう意味では、まさしくこの繰り上げを求めている5月という時期において、30トンに欠ける実態があるつとことのように聞いております。これをどう調整するのつとか、その30トンにどんな意味があるのつとかということまでは私どもは詳しく聞いておりませぬけれども、それはそれとして、一方で森島議員が以前から言つておられるつとおり、この部分について、5月の取水につ

て具体の要望もずうっとされてきておりますので、私どもも無視しておるわけでは決してございません。正式な申し入れを云々、もう具体的にはっきり言うまでもなく、これはつとに、特に正式な文書で申し上げていることはないと承知しておりますけれども、私どもは、いつも関係機関に事あるごとに申し上げております。文書を出す時期というものを勘案しながら、出すべきときにはきちっと出していくということについてちゅうちょするものではございません。

それから、2つ目の公共施設の合併浄化槽の下水道接続について、先ほどの答弁の中で申し上げたとおり、基本的に下水道事業者でもある町の立場からすれば、公共施設を最重点に接続がえしていくということは当然でございますし、その部分については先ほどの答弁で真意を御理解いただけたものと承知しております。

なお、付加的に合併浄化槽を持っている町民に強制するなということ、そういうことかなと思って聞いておりましたけれども、これは御案内のとおり、どう考えてみても環境負荷という部分からすれば、当然単独浄化槽、もしくはくみ取りをいまだに利用しておられる方への下水道への接続というものを優先すべきものと考えております。

もちろん、合併浄化槽であっても、今、下水道接続の免除がされるという法制度になっておりませんので、やはり接続がえをお願いするという基本原則は当然のことながらございますし、私どもも当初に下水道計画をつくったときに、もうそういった部分も含めて、この下水道処理区域については全員が御加入いただくという前提で財政計画等もつくっておると承知しておりますので、その部分では、なるべくというか、ぜひとも下水道に接続をし、そのことによって町の下水道事業が円滑に実施されていくことを切に願っておると、そういうことでございます。以上です。

(9番議員挙手)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

結局、福東用水の問題について、今まで正式には一度も申し込んでいない、今、そのような答弁だと思えますけれども、事あるごとに話しているというだけであって、正式に文書で申し込むとか、そういうことはやっていないというようなことでしたけれども、それでは事が進まないのではないかと。これだけ町民のほうからも早く用水が欲しいという要望もあるときに、もっと積極的にやっていくべきではないかということをおもうわけです。これは怠慢ではないかと思うわけです。

だから、先ほどの答弁で暫定期間というのは別に違法ではないんだということで、これがいつまでも続く。基本的には10年となっておるわけですから、暫定でも違法ではないからということで、いつまでも暫定というのは、やはり正常な形ではない。

そういったことを踏まえて県・国と交渉すれば、幾らでも交渉できるはずだと思うの

ですけれども、なぜ今まで一度もそういう正式な申し入れをやってこなかったのか。これだけ経年しているのに、何もやってこなかったというのはちょっと驚いているわけですから、これは今からでも遅くない、早速やるべきだと思うんですけれども、何をちゅうちょしておられるのか、そのちゅうちょしておられる理由をお聞かせください。

それと、渇水の問題について、徳山ダムができた後でも特段の変化はないというようなことも言われましたけれども、そもそも徳山ダムというのは異常渇水を防ぐというのも徳山ダムの目的なんです。だから、ダムができる以前の異常渇水というのは、もう基本的にはなくなっているはずであります。もし、渇水で取水できなくなるようなことがあれば、徳山ダムから放水してもらえばいいだけのことであります。そのために何億という金を使って、我々の税金を使って徳山ダムをつくったわけですから、何も木曾川へ800億円も900億円もかけて持っていくために徳山ダムをつくったわけではないんですよ。

したがって、もっと下流域の住民の利益のために徳山ダムも活用しなきゃいけない。本来の目的のためにも、その渇水問題は、もうクリアしているはずですよ。そういう立場で、改めて国・県に正式に申し入れていただきたいというふうに思います。

それから、合併槽の問題につきまして、単独槽とかくみ取り式については、当然のことながら、これは町民のほうからも積極的に早くつなぎたいというような要望があると思いますので、これは当然のことですけれども、合併槽については、新築したばかりの家だと全く不用になるわけですから、無意味になることでありますので、こういうところは、全員が加入が原則といっても新設の合併槽に対してそういうことを要請するのは、これは問題があるというふうに思います。

それと、公共施設の合併槽については、いつまでに接続を完成する予定があるのか、そういう工程的なものを明らかにしていただきたい。もちろん、一気にやるということは、予算上のこともありますので、それは理解しているんですけれども、どのような今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

いろんな御意見を頂戴しました。

基本的に申し上げますと、福束用水の導入時期について私どもは、地域の意向を踏まえた上でいろんな行為をすることに、全くちゅうちょしておらないということだけ申し上げておきます。

それから、合併槽等についても、これは下水道事業計画等々の絡みもありますので、詳細については建設課長のほうから答弁をさせますので、よろしくお願いします。

○9番（森島正司君）

今の用水の返事をくださいよ、やるのかやらないのか。正式に文書で申し入れるのか、申し入れないのか。

○町長（木野隆之君）

相手のあることについて、文書であいくちを突きつけることも、あるときは大切でございませう。それは時期を見て判断をしてみたいませう。

○9番（森島正司君）

どういう時期ですか、それは。

○議長（田中政治君）

建設課長 近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

今、いろいろと用水についての御質問等をいただいております。

渇水期という徳山ダムとの関連を、少しだけ補足説明をさせていただきます。

まず、徳山ダムに関しまして揖斐川の河川整備計画というものがございます。御存じのように、徳山ダムにつきましては、平成20年5月に運用を開始しております。揖斐川の河川整備計画は、平成19年に策定をされたものでございますが、これによりまして万石地点の30トンというのが定められているというのが実情でございます。

ダムが運用されて、その分余裕を持って流せるんじゃないかというようなお考えかと思われませうが、ダムの調整におきまして、既得の水利権、それと自然環境を乱さないような流水をプラスして総合的に30トンをめどに放流等、操作を行っておりますというところでございますが、ダム、直近2017年と2015年、5月のともに20日から5月末において30トンを切っている状況でございます。そこへ新たに福東輪中の3.5トンをプラスすることは、その計画流量より3.5トン余分に確保する必要がありますという話でございます。

それと下水道の関連でございますが、今、建設課のほうで下水道整備を順次行っております。その中で、皆さんに利用促進、加入接続をお願いしておるわけでございますが、基本的な法律的には、合併浄化槽についても3年以内に接続しなければならないというものもあるんですが、やはり町民さんに直接的に経済負担等を伴う話になりますので、それにつきましては、担当部署のほうでも資金とか、御家庭の増改築時に合わせとか、そういったタイミングを見計らって、なるべく早くお願いするようには説明会等をお願いをしているところでございます。

町の合併浄化槽の下水への切りかえにつきましてはでございますが、町長の答弁でもありましたように、1件ずつではありますが、順次進めているということで御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

○議長（田中政治君）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（田中政治君）

日程第3、議第2号から議第12号までを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各担当課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員会委員長に審査の経緯並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 古田東一君。

○総務産業建設常任委員長（古田東一君）

総務産業建設常任委員会審査報告をいたします。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

平成31年第1回定例輪之内町議会の初日において当委員会に審査を付託されました案件について、3月11日と12日の2日間、ともに午前9時30分より協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事、調整監、会計管理者及び関係調整監、各関係課長、関係職員出席のもとに審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第2号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）について当委員会所管分を議題とし、議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、不動産の売却収入はどのような内容なのかに対し、売り払い件数は2件であり、1件は企業に売却したもので、下大樽新田字奥沼715番10の水路敷で576平方メートル、もう一件は一般の方に売却したもので、四郷字中ノ切1157番1地先より1158番地先までの道路敷で、25.45平方メートルであるとのことでした。

売却は相手からの申し出なのかに対し、2件とも相手側からの申し出によるものであるとのことでした。

払い下げには地元への説明はあるのかに対し、隣地の地権者と区長の同意を得ているとのことでした。

職員の新規採用は、何名募集し、何名採用したのかに対し、一般事務職員は、2名の募集に対し19名の応募があり、2名を採用した。保育教諭は、5名募集したが3名の応募しかなく、採用は1名であった。ケアマネジャーは、1名の募集に3名の応募があり、

1名を内定したが、後に辞退になったとのことでした。

8名の採用予定で3名の採用では業務に支障を来すのではないかに対し、業務の遂行に支障を来すことがないように臨時職員を配置し、対応しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、雑入のその他の内容とどこからの収入になるのかに対し、台風21号で被災した各コミュニティ防災センターの修繕に係る共済金で、岐阜県町村会からの収入であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、ふるさと応援寄附金の寄附額も多く、繰入金も減額し、基金から繰り入れないということは財政にゆとりができたと判断してよろしいかに対し、金額だけを見るとそう見えるかもしれないが、基金や国・県などの外部資金に頼ることなく、自主財源で賄えるプライマリーバランスのとれた予算を編成できることがゆとりだと考えているので、それに近づけるように財政運営をしていきたいとのことでした。

剰余金が発生するのなら、その財源を有効に活用しながら積極的に事業を実施すべきではないのかに対し、真に必要な事業であれば緊急性等を勘案し、取捨選択しながら必要と判断した場合は、町債を発行してでも実施していく考えであるとのことでした。

ふるさと応援寄附金の寄附額の上位3つの額はどれだけかに対し、最も高い寄附額は9万5,000円で2件、次が9万円で11件、次が8万円で100件の寄附を受けたとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、企業の業績は上がっているのかに対し、景気回復により企業の収益は上がっているとのことでした。

給与所得は伸びているのかに対し、民間給与実績や人事院勧告から見られるように、若干伸びているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について会計室長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、預金利子は減額ということだが、利率は固定しているのかに対し、定期預金の利率は、平成30年度は0.01%から0.2%で運用できたとのことでした。

税務課の説明では景気がよくなっているという説明があったが、利率も上がっているのかに対し、利率は、以前に比べて若干上昇しているとのことでした。

利子は幾らかわかるのかに対し、預け入れ期間や金額によって利率が決まり、満期日

までの利子は計算できるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、特産品開発事業については何も取り組んでいないのかに対し、支出は行っていないが、徳川將軍家御膳米がすし米に適している点をPRし、外国人や観光客向けのお土産品として使えるような商品づくりに取り組んでいる。現在、大垣商工会議所に相談しながらパッケージづくりを依頼しているところであるとのことでありました。

街路灯事業委託料を大幅に減額している理由は何かに対し、昨年度の委託事業の中で水銀灯からLEDへの更新予定の一部でできなくなった箇所があり、購入済みの電灯を今年度の更新に使用したためとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、都市計画審議会はどのような場合に開催されるのか、また審議委員はどのような構成かに対し、都市計画法に定める事項で都市計画審議会に諮るべき事項が生じた場合に開催されます。最近では、特定施設の更新に関して平成24年に開催されたのが最後になります。審議会委員は、学識経験者、町議会議員、区長や大垣土木職員などで構成されているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第2号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第2号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、下水道使用料について輪之内町プラネットプラザ使用料は反映されているかに対し、平成30年9月から使用開始しているため補正予算には反映していないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第6号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号 平成31年度輪之内町一般会計予算について当委員会所管分を議題とし、議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、会議録作成に係る委託料の時間当たりの単価は幾らかに対し、時間当たり1万5,120円で積算しているとのことでした。

時間単価の時間というのは会議の録音テープの長さなのかに対し、テープではないが、会議の録音時間であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、災害用備蓄品等の購入について、なぜ当初予算に計上しないのかに対し、備蓄品等は備蓄計画に基づき確保しているが、当初の計画を策定してからある程度の年数が経過したことを踏まえ、その計画を精査した上で補正予算にて対応したいと考えているとのことでした。

災害用備蓄品等の備蓄先等について、12チャンネル等で放送してもよいのではないかに対し、災害用の備蓄品等の状況は、折に触れPRしていくとのことでした。

中部電力へ昨年度の大規模な停電を受けて、防災訓練の中に復旧訓練などを取り入れるよう要望できないかに対し、防災訓練に参加してもらう内容の一つとして、実際の災害を想定した訓練の実施も提案していきたいとのことでした。

防災訓練事業における予算額が増額している理由は何かに対し、ドローンによる映像や会場の様子等を訓練の参加住民の方に見ていただくためのトラックビジョンのモニター借り上げ料が主な増額であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、コミュニティ助成事業について申請に至る経緯は何かに対し、コミュニティ助成事業については、一般コミュニティ助成事業、集会施設などのコミュニティセンター助成事業、地域防災組織育成助成事業などがあり、申請に至る経緯としては、平成30年6月に開催された区長会で説明し、平成30年10月中旬までの申し込み期限で各区に募集を行ったが、5つほどの区からの問い合わせはあったものの、最終的に申請があったのは大吉新田区自主防災隊のみであったとのことでした。また、来年度以降も区長会を通じて、この事業を周知する予定をしているとのことでした。

コミュニティ助成事業の助成割合はどれだけかに対し、助成対象事業費内であれば全額助成が基本ではあるが、10万円単位の助成金額となっているため、10万円未満の金額については当該区の負担となるとのことでした。

避難所に整備するWi-Fiは、避難所だけでなく庁舎も整備しないのかに対し、避難所14施設と庁舎の計15施設に整備するとのことでした。

Webアンケートシステムの利用者数はどれだけかに対し、登録者数が100人程度と少ないので、今後も周知して利用者数をふやしていきたいとのことでした。

行財政改革推進審議会及びまちづくり基本条例検討町民会議の会議の開催頻度はどれ

だけかに対し、いずれも平成26年度に計画を策定し、5年間の期間で推進しているが、策定から4年が経過し、計画の見直し時期が到来したため、次期計画を検討する会議を開催するもので、5年ごとに開催しているとのことでした。

行財政改革推進審議会及びまちづくり基本条例検討町民会議の委員数及び会議の開催回数はどれだけかに対し、行財政改革推進審議会の委員数は10名、会議を5回開催する予定をしており、まちづくり基本条例検討町民会議の委員数は10名、会議を3回開催する予定をしているとのことでした。

行財政改革推進審議会及びまちづくり基本条例検討町民会議の委員の募集方法は、公募によるものかに対し、町民の皆さんからいろいろな意見をお聞きしたいので、募集方法は公募を考えているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、国の統計不正が問題となっているが、国の統計数値を予算に反省しているのかに対し、今回の予算には反映していないとのことでした。

法人税の算出根拠はどのように行っているのかに対し、主要な法人20社を対象に、毎年、電話で来年度の業績見込み等を聞き取り、前年の申告実績、今後の設備投資等も加味しながら算出している。ただし、見通しが不透明な場合や、堅調に見えても業績に変動が生じる場合もあり、正確に反映させるのは難しいとのことでした。

環境性能割とは何かに対し、平成30年10月1日から消費税10%適用開始に伴い、国が普通自動車及び軽自動車を対象とした環境性能割を導入予定、軽自動車の環境性能割は、当面県が徴収を行い、取得価格50万円以下のものや環境性能のよいものは非課税となる。また、平成32年9月31日までに取得した軽自動車については、税率1%分を軽減する特例措置を講ずるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について会計室長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、利子配当とあるが、東海旅客鉄道等の株数及び時価は幾らかに対し、本日時点で、東海旅客鉄道は100株で時価1株2万5,290円、近鉄グループホールディングスは1,000株で時価1株5,140円、名古屋鉄道は200株で時価1株3,015円とのことでした。

基金の利子が前年度より増額となっているのに対し、町の預金利子が前年度より減額となっている理由は何かに対し、今までは基金ごとに定期預金をしていたが、来年度から基金の一括管理を行い、運用額をまとめることで、定期預金だけでなく債券運用を行う予定である。また、町の預金利子は、一般会計の資金の運用で基金より額は少額であり、預け入れ期間も短いため、預金利率も高く見込めないとのことでした。

資金にゆとりがあり、基金額がふえ、まとまったお金があるので利率が高くなるとい

うことかに対し、基金に余裕があるわけではなく、基金をまとめ、3億程度を債券運用することで高い利率が見込め、利子の増収を図るとのことでした。

基金の一括管理とはどのような方法かに対し、会計上は基金ごとの額は区別するが、運用をまとめ、利子は基金の額を案分して、それぞれの基金利子とするとのことでした。ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、丸毛サミット運営委託事業やアニメ制作委託事業について、将来的に何を目的としているのかに対し、郷土の武将である丸毛氏に関するイベントやアニメ制作を行い、岐阜県が進めている関ヶ原古戦場の活性化に関する事業と連携することで、輪之内町の知名度アップと来町者数の増加を目指すとのことでした。

軽トラ朝市の出店者からは負担金等は求めないのかに対し、一部の出店者から寄附金等を頂戴している。また、イベント時に食材や賞品の提供や、従事してもらっているとのことでした。

多面的機能支払交付金について、なぜ農地面積はふえないのに事業費がふえているのか、また交付金を一括管理する理由は何かに対し、新たに輪之内南部地区で施設の長寿命化に対して使えるようになったため、事業費がふえた。交付金については、適正な支出をスムーズに行うために一括管理をすることにしたとのことでした。

東京圏からの移住支援事業について補助対象者は決まっているのかに対し、具体的に決まっていはいないが、5年以上東京23区に在住している等の対象者のうち、地方創生推進交付金の移住推進事業を活用して、1世帯は今後輪之内町内に移住されるのではないかと考えているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、土地改良課所管分について土地改良課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、楡俣北部地区の進捗状況はどの程度かに対し、事業認可を受け、現在、詳細設計の作成中であり、3月24日の総会で公表する。平成31年度は、ポンプ場を1カ所設置予定であるとのことでした。

排水路を管路化して道路の下に設置するのかに対し、北部農免道路より北については従来どおりの開渠により、それより南で生活排水の流入のない箇所について管路化を2路線計画しているとのことでした。

管路化する水路の割合は、地区全体のどの程度か、またその目的は何かに対し、割合としては1割程度で、除草作業の低減が主な理由であるとのことでした。

水路のパネルは3枚当てかに対し、3枚当てであるとのことでした。

最後に、先進地視察について、地元のは場整備済み地区もモデルとして参考にしてはどうか、角落とし付近の畦畔の破損が非常に多く、樋門の調整で対策できることもあるため、は場整備で樋門を設置してはどうかなどの提言がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、松内地内の堤防への取り付け道路は実施しないのかに対し、骨格予算のため、事業の中断を決めたものではないとのことでありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第7号についての質疑を終結し、討論に入り、委員から、国の消費税増税によって景気が大きく落ち込む可能性があるときに、消費税増税を見込んだ予算編成になっている。町民に負担をお願いするような予算編成になっていることから、全面的に賛成とはいかないため、反対であるとの反対討論がありました。

また、委員から、新年度予算については、過去の実績をもとに新規事業も含めての計画のもとに予算が立てられていると考え、賛成であるとの賛成討論がありました。

異議があるので挙手による採決を行いました結果、賛成多数で、議第7号 平成31年度輪之内町一般会計予算のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号 平成31年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、下水道工事の完成予定はに対し、面整備は平成32年度におおむね完成予定とのことでした。

国庫補助金はいつまで交付されるのかに対し、事業計画は平成37年度までだが、事業計画変更を申し出し、認可がされれば、その後も補助金は交付されるとのことでした。

受益者負担金の滞納件数、人数、滞納金額はに対し、滞納件数は202件、対象人数は69人、滞納金額は356万5,990円とのことでした。

受益者負担金の免除はあるのかに対し、受益者負担金は、下水道施設の建設費の一部を負担していただくものであり、徴収猶予や減免は条例で定めているが、公平性の観点から免除はないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第11号 平成31年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第12号 平成31年度輪之内町水道事業会計予算についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、資本的収入の消火栓工事負担金とはに対し、自治会の設置要望により危機管理課で審査し、設置が必要となれば水道事業で施工し、最終的に一般会計から工事にかかった費用を負担していただくものとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第12号 平成31年度輪之内町水道事業会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。平成31年3月15日、古田東一です。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

新年度の議第7号の一般会計予算の採決で賛成多数でしたという報告でしたけれども、この賛成者は何人だったか、反対者は何人だったか、明らかにしておいていただきたいと思います。

○総務産業建設常任委員長（古田東一君）

挙手による採決でしたので、数字は把握しておりませんでした。
森島正司議員も出席をしてみえたのでわかると思います。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

森島正司君。

○9番（森島正司君）

これは委員長報告として残してほしいということではあるわけですが、議員が知っているからというふうであれば、委員長報告は要らなくなってしまいます。どういう経緯からどういうふうになったかということ、その結果どうだったかということ、委員長報告としてやっってもらわなければならないので、何対何で可決されたということ、委員長、回答していただきたいと思います。

○総務産業建設常任委員長（古田東一君）

いずれによりましても、挙手による採決でしたので、賛成多数の採決でありました。
数字的には、私は把握しておりません。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

数字を確認せずに、どうして賛成多数なんですか。

○総務産業建設常任委員長（古田東一君）

見ただけでわかりますわね。

いずれにしても、輪之内町の議会は全員が委員会に所属しておりますので、そこに参加してみえた人はわかるはずです。そのときに数字を入れてくれとおっしゃれば数えましたが、ええましかもしれません。

○9番（森島正司君）

言ったがね。

○総務産業建設常任委員長（古田東一君）

採決の初めから挙手による採決でしたので、賛成多数であります。以上であります。

○議長（田中政治君）

今の質問に対しては、後でまた、数字はわかっておりますので、協議して入れるか、入れないかというふうにしたいと思いますが、委員長がおっしゃっておるとおり、この数字については把握していないと答えておみえになりますので、庁内的には進めていきたいと思っております。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 森島正司君。

○文教厚生常任委員長（森島正司君）

続きまして、文教厚生常任委員会審査報告を行います。

平成31年第1回定例輪之内町議会の初日において当委員会に審査付託されました案件について、3月6日と7日の2日間、ともに午前9時30分より、協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事、調整監、会計管理者及び関係課長、関係職員出席のもとに審査を行いました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第2号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）について当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

主な内容としましては、人権施策推進指針策定のための委員会の開催回数が当初5回予定から3回実施となったために不用額の減額のほか、国民健康保険費、繰出金の国保担当職員変更による一般職給などの減額、太陽サンサン補助金の実績見込み件数による減額、水質改善のための地下水揚水電気代の実績見込みによる減額、国民健康保険費負担金の保険基盤安定負担金の額の確定による国・県の負担金の減額等による増減であります。

主な質疑は、現在策定している平成31年度からの輪之内町人権施策推進指針について、前回指針の人権施策などとの比較はされているのかに対し、今回も住民に対して人権に対する意識調査を行い、その結果を参考にしているため、前回の人権施策と比較しつつ、

新たな施策を講じているとのことでした。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

主な内容は、今年10月から消費税引き上げが消費に与える影響の緩和等を目的として、国庫補助によるプレミアム付商品券の発行が予定されていることから、その国庫補助金を準備経費として予算に計上し、翌年度に繰り越すものであります。そのほか、障がい福祉サービスや障がい児通所支援サービスの利用量が増加していることを理由とする給付費の増額等があります。

質疑に入り、こども園が広域入所として受け入れた6人は、どの市町村から受け入れて、どのような理由なのかに対し、瑞穂市から2名、坂祝町から1名、大垣市から3名を受け入れたものであり、保護者の就労の都合や里帰り出産が理由であるとのことでした。

後期高齢者医療療養給付費負担金が還付となった理由は何かに対し、実際の医療費が見込んだ医療費に至らなかったためであると。昨年度に概算払いをした療養給付費負担金の精算の結果、余剰金が返還されたものであるとのことでした。

後期高齢者医療保険料の特別徴収者及び普通徴収者の割合とその収納状況はどうかについて、特別徴収者と普通徴収者の割合は84対16であり、収納状況については、特別徴収は100%であるが、普通徴収については若干の滞納が発生しているということでありました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

補正予算の主なものは、高額療養対象の治療が発生したための傷害見舞金の増額、利用人数の増加等に伴う留守家庭児童教室支援員の賃金の増額、事業確定による子ども・子育て支援交付金精算還付金の増額等で、その他は各事業の不用額を減額するものであります。

質疑に入り、主な質疑は、小学校に設置した太陽光発電の発電量及び電気代は幾らかに対し、29年度の実績では、発電した電力量は、仁木小学校で1万4,244キロワット、大藪小学校では1万4,219キロワットとなり、年間約36万円程度の電気料金に相当するとのことでした。これだけの節電ができたこととなります。

今年度、奨学金の申請がなかったのはどのような理由によるものかに対し、町の奨学金制度以外にもさまざまな奨学金制度があり、そちらを利用されているためではないかとのことでありました。

扶助費の傷害見舞金の増額補正について、小・中学校における事故の発生件数はどれだけかに対し、小学校では休み時間やクラブ活動時のけが、中学校においては部活動でのけがが多く、件数は、小学校が44件、中学校が58件であったとのことでした。

議第2号についての質疑を終結し、討論はなく、採決を行いました結果、議第2号平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会所管分については、原

案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第3号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、住民課長から説明を受けました。

主な内容としては、3月補正にて決算見込書を作成したところ、歳入超過が見込まれたため、一般及び退職被保険者国民健康保険税を減額したこと、平成29年度からの繰越金留保額の中の3,700万円をその他繰越金に計上したものであります。また、出産育児一時金の実績見込み件数による減額についての説明がありました。

質疑に入り、主な質疑は、国保税が減額になっている理由は何かに対し、国保会計の決算見込み額を歳出から計上し、税以外の歳入から差し引きしたところ、歳入超過が見込まれたので国保税の減額を行ったとのことでありました。このような説明があったわけですが、予算上で数字的に減額しても、国保税条例を変更しない限り、徴収税額は変わらず、実際には減額にならないと思われまます。このことによる答弁はありませんでした。

その他繰越金が3,700万円ほどあるが、有効に使えなかったことかということに対し、使途としては国及び支払基金への返還金を計上していたが、支払基金分については逆に追加交付となり、返還金として償還する必要がなかったことが理由とのことでありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、議第3号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第4号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

主な内容は、ぎふ・すこやか健診とぎふ・さわやか口腔健診の受診見込み件数減少に伴う歳入委託金の減額と歳出の保健事業費の減額のほか、後期高齢者医療広域連合納付金の増額でありました。

質疑、討論なく、採決の結果、議第4号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第5号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

主な内容は、発達支援教室そらが提供している障がい児通所支援サービスに対するサービス報酬や利用者負担金を収入見込み額に合わせる減額のほか、その他の収入や不用額の減額について説明がありました。

質疑に入り、主な質疑は、歳末たすけあい義援金の交付がなかった理由は何かに対し、歳末たすけあい募金の集金額が少なかったため、市町村へ交付に至らなかったというこ

とでありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決の結果、議第5号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号 平成31年度輪之内町一般会計予算について当委員会所管分を議題とし、住民課長から説明を受けました。

主な内容として、パスポートの発給申請、交付などを行う旅券発給事務事業、それから消費者被害防止のための啓発などを行う消費者安全対策事業、自主運行バスなど公共交通対策事業、住民基本台帳の整備などを行う戸籍住民基本台帳事業、住基ネットなどの住基ネットワークシステム事業、人権擁護事業、国民年金一般事業、こういったような事業が計画されております。さらに、国民健康保険事業、狂犬病予防事業、環境衛生総務管理事業、公害防止対策事業、斎苑事業、そういうようなさまざまな事業が予定されております。

質疑に入り、主な質疑は、地域公共交通会議補助金94万8,000円の内訳は何かに対し、コンサルタント会社への委託料で、主に自主運行バスの利用状況の集計や運行の評価、また改善策の提供や、地域公共交通会議の運営支援として委員の謝金及び費用弁償などの支払いも行っているとのことでありました。

高校生バス定期券購入支援補助金は394万4,000円計上されておりますけれども、各路線の利用者数は何人を見込んでいるのかに対し、輪之内線は53人、輪之内羽島線は5人、南北線は8人で、計66人で、新規購入者を見込んで80人を見込んでいるということでありました。

わくわく輪之内マイレージ事業のリサイクルポイントの景品代は幾らかに対し、72万円ということでありました。

町内河川の水質検査は大樽川だけ実施しているのかに対し、町内河川の全てで、観測地点は13カ所、年4回実施しているとのことでした。

質疑を終了し、次に福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

主な内容は、高齢者を対象とする認知症や介護の予防事業、高齢者の日常生活を支援する事業が従来どおり行われますが、ふれあいセンター、趣味の家、児童センター、保健センターの和式トイレの洋式化を予定しています。母子保健や乳幼児健診について予定している事業内容、その他、平成31年度に予定している計画の策定やアンケート調査が行われます。

質疑に入り、主な質疑は、虚弱高齢者教室の委託料が減額となった理由はに対し、従来は安八郡広域連合からの受託事業として町が主体となって実施してきましたが、平成30年度からは本事業の一部を安八郡広域連合に返還したことから、その分が減少したものであるということでありました。返還した事業については、安八郡広域連合が実施主体

となり、引き続き実施されているということでもあります。

ご当地体操とはどのような体操か、輪之内町のオリジナルのものなののかに対しては、平成30年度に理学療法士や町民と一緒に考案したオリジナルの体操である。単に体を動かす運動ではなく、身体機能の回復に着目した体操であるとのことでありました。

ご当地体操に関しては著作権使用料が必要な理由は何かに対し、ご当地体操は音楽に合わせて体を動かすものであり、老人クラブや地域住民に広めていくために、撮影、DVD化し、その配布を考えており、DVD化の際に著作権使用料が必要になるということでありました。

障害者計画等のニーズ調査とはどのようなことを調査するのかに対し、各計画が終期を迎えるに当たり、郡内の障害者手帳所持者1,000人程度を対象に、現在のサービスの利用状況等について調査するとのことでありました。

一般不妊治療と特定・男性不妊治療の違い、その補助制度はどのようなになっているのかに対し、一般不妊治療とは人工授精を行うもので、年間5万円を限度に補助するものがあります。また、特定・男性不妊治療は、体外受精及び顕微受精を行うもので、1回10万円を限度に10回まで補助するということでありました。

配食サービスの利用者は、何人いて、どのような条件があるのかに対しましては、現在、25名が利用しており、利用対象者は、高齢者のうち身体が虚弱または寝たきりの方であるとのことでありました。

輪之内町の出生児数や合計特殊出生率はどのようなになっているのかに対し、平成30年度の出生見込みは85人であり、合計特殊出生率は1.50とのことでありました。

緊急通報システムは、何台設置していて、定期点検を行っているのかに対し、現在、25台を設置しており、月に1回、コールセンターから発信を行うことで機器の動作確認をしているということでありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

新年度の主要事業は、福東小学校大規模改修工事、太陽光発電設備設置工事であり、その他、新規計上は、文化会館、図書館、プラネットプラザ、パターゴルフ場のトイレの改修、大藪小学校南舎非常階段設置工事等であります。増額したものは、特別支援教育支援員謝礼、留守家庭児童教室支援員賃金、中学生カナダ派遣研修委託料等でありました。

質疑に入り、主な質疑は、生涯学習事業委託料の内容は何かに対し、山口智充さんの講演を予定しているとのことでした。

中学生カナダ派遣研修委託料の増額理由は何かに対し、今年度、航空会社の都合で欠航し、日程変更が生じたこともあり、出発空港を変更することによる移動費の増額及び現地での行程が順調に進むように添乗員を配置する経費を見込んでいるためとのことで

ありました。

児童生徒交流負担金の内訳はに対し、30年度の実績により、カナダ研修が1人当たり16万1,323円で6人分、鹿児島研修が1人当たり1万8,655円で12人分の金額を見込んでいるとのことであります。

特別支援教育支援員の人数及び内容はに対しては、普通教室において支援が必要な児童・生徒をサポートするため、各校に2名から4名程度配置している。

各種施設の使用料については消費税増額分は考慮されているのかに対しては、当初予算の段階では考慮していないということでありました。

福東小学校に太陽光発電設備を設置する理由はに対し、学校施設は災害時の避難所にも指定されており、非常時の電灯、コンセント等の電源確保のため、昼間は太陽光発電による電気、夜間は蓄電池により電気を供給することにより災害対応の設備として設置するとのことであります。

中学生の防災士について、今後どのように生かしていくのかに対し、中学生を災害発生時に最前線で活動させることは難しいので、防災士養成講座で学習した知識を生かし、まずは自分の命を守り、家族の安全を確保した上で避難所等での自主的な活動を期待しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第7号についての質疑を終結し、討論はなく、採決を行いました結果、議第7号平成31年度輪之内町一般会計予算のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号平成31年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算を議題とし、住民課長から説明を受けました。

主な内容として、人件費などに係る経費が計上してある一般管理事業、それから電算処理などを行う電算処理委託料、その他もろもろの予算が含まれております。

質疑に入り、主な質疑は、国保税の計上額が前年度より3,200万円減額する理由は何か、また平成31年度はこのことによって国保税が下がるということなのかに対し、計上額は県のシミュレーションの数値を当てはめているが、そのもとには医療費の減少が要因であること、またそれが国保税が下がることにつながるのではなく、5月末の決算状況や5月下旬に確定する個人所得の結果により税率及び税額は決定していくと説明されました。しかし、県のシミュレーションで保険給付費が減少しているのですから、その減少した保険給付費の財源をどう確保するかということで税率が決まってくるのであり、普通なら必要経費が少なくなる分、国保税は下がるのではないかというような意見も出されましたが、執行部側の説明と意見の違いが明らかになりました。

保険給付費が3,900万円減額の理由は何かに対し、被保険者数の減及び平成31年度の医療費見込み額が平成30年度を基準にしており、昨年度と比較すると医療費が下がって

いることが理由とのことでありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、議第8号 平成31年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号 平成31年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

主な内容は、31年度もぎふ・すこやか健診とぎふ・さわやか口腔健診が実施されるということ、その受診見込み件数のほか、後期高齢者医療広域連合から通知された納付金額を計上したものの説明がありました。

質疑に入り、主な質疑は、後期高齢者医療広域連合納付金が前年度に比べて1割以上の770万円の増額になった理由について、それは医療費が原因なのかに対し、医療費については前年と比較すると増加している。納付金額の算定は、医療費の動向も踏まえて後期高齢者医療広域連合でなされたものであり、通知額を計上したものであるということでありました。

保険料の滞納額は幾らあるのかに対しては、平成31年1月末の時点で、普通徴収分のうち43万5,200円の滞納があるということでありました。

輪之内町の被保険者総数は何人で、普通徴収者と特別徴収者はそれぞれ何人いるかに対しては、平成31年2月末現在で、特別徴収は910名、普通徴収は173名、被保険者総数は1,083名とのことでありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決の結果、議第9号 平成31年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第10号 平成31年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

主な内容は、発達支援教室そらについては、利用者及び利用量が急増・急減することなく運営が安定していることや、その結果、予算に特段の増減がないことのほか、職員の体制について説明がありました。

質疑に入り、主な質疑は、児童発達支援使用料が減少している理由は何かに対し、平成31年10月から利用料が無償になる利用者があるためとのことでありました。

臨時職員は何人いるのかに対し、臨時職員は3人おり、フルタイムは1人、パートタイムが2人とのことでありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、議第10号 平成31年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件について、その経緯の概要と

結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから、議第2号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第2号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第3号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第3号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第4号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第4号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第5号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第5号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第6号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第6号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり決定をされました。

これから、議第7号 平成31年度輪之内町一般会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(田中政治君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

今、国のほうで統計にでたらめな数字を使いながら景気が回復すると、それを前提に消費税増税がたくらまれていると。当町の予算もそれに従って消費税増税を、今のところ、まだ条例改正などは行われておりませんが、あらゆる面で消費税増税を見込んだ予算編成になっておるといようなことで、このような景気が非常に先行き不安定なときに消費税をやったらとんでもないことになる。そして、当町予算においても、それを見込んだ予算をつくっているというのは認められない、私は反対であります。

○議長(田中政治君)

ほかに討論はございませんか。

(挙手する者あり)

○議長(田中政治君)

8番 森島光明君。

○8番(森島光明君)

新年度の予算につきましては、審議の過程においていろんな意見もありましたが、過去の実績をもとに、また新規事業も含めてそれぞれ計画のものに編成されているものと、31年度一般会計予算に賛成をいたします。

○議長(田中政治君)

ほかに討論はございませんか。

(挙手する者なし)

○議長(田中政治君)

これで討論を終わります。

これから議第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立4名)

○議長(田中政治君)

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第8号 平成31年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算についての
討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(田中政治君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

委員会では、私、委員長を務めておりました討論する機会がなくて討論を行いません
で、一応全会一致で可決したわけですけれども、やはり先ほども委員長報告で申し上げ
ましたように、来年度の国保税に対する考え方が根本的に間違っているように思います。
県のシミュレーションで保険給付費が減少している以上は、当然それを確保するための
税率が引き下げられているわけであります。減少しておれば、歳入必要額は、当然少な
くならなきゃならない、にもかかわらずそれをやろうとしていない。結局、将来の国保
税の財源につなげようとしているんじゃないかというふうに思われてなりません。今、
財源は、今回の補正予算で見てもわかるように繰越金が十分にある。このようなときに
増税する必要は全くない。けれども、それを増税するかもしれない予算になっていると
いうことでは、これは許されないというふうに思って、これは反対であります。

○議長(田中政治君)

ほかに討論ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(田中政治君)

8番 森島光明君。

○8番(森島光明君)

国保会計には低所得者に対する軽減措置や、他の財源も多く投入されております。ま
た、6月に再度予算の見直しが行われますので、予算に対し議案どおり賛成いたします。

○議長(田中政治君)

ほかに討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(田中政治君)

これで討論を終わります。

これから議第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

異議がありますので、起立によって採決します。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立5名)

○議長（田中政治君）

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第9号 平成31年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第9号 平成31年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第10号 平成31年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第10号 平成31年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第11号 平成31年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第11号 平成31年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第12号 平成31年度輪之内町水道事業会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第12号 平成31年度輪之内町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

日程第4、選第1号 輪之内町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたい
と思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。
暫時休憩をします。

(午前11時55分 休憩)

(午前11時56分 再開)

○議長(田中政治君)

会議を再開します。
お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

輪之内町選挙管理委員会委員には、小川員晟君、浅野武彦君、小塚誓治君、松岡廣美
君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を輪之内町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました小川員晟君、浅野武彦君、小塚誓治君、松岡
廣美君、以上の方が輪之内町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に輪之内町選挙管理委員会補充員には、第1順位、中島正俊君、第2順位、浅野鉄
雄君、第3順位、近藤澄夫君、第4順位、近藤聡君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を輪之内町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに
御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました第1順位、中島正俊君、第2順位、浅野鉄雄君、第3順位、近藤澄夫君、第4順位、近藤聡君、以上の方が輪之内町選挙管理委員会補充員に当選をされました。

○議長（田中政治君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

○議長（田中政治君）

これで本日の日程は全部終了しました。

議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、御出席を賜り、熱心な審議を賜り、議長として厚く御礼を申し上げます。

また、議会を通じ議事進行等に各位の御協力、御支援を賜りましたことに対し、重ねて御礼を申し上げます。

さて、本会議場においては皆様とお顔を合わせることも本日をもって最後となり、輪之内町議会の運営が円満に本日まで参りましたこと、これひとえに皆様の御協力のたまものと存じます。

さらに、この5月に実施されます地方選挙後、再び本会議場にてお会いできますよう、格段の御奮闘をお祈り申し上げます。

一方、執行部におかれましては、本日成立しました各予算を通じて輪之内町の発展のため、より一層の御努力をいただきますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、御礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

これもちまして、平成31年第1回定例輪之内町議会を閉会します。

(午後0時00分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年3月15日

輪之内町議会 議長 田 中 政 治

署名議員 上 野 賢 二

署名議員 高 橋 愛 子